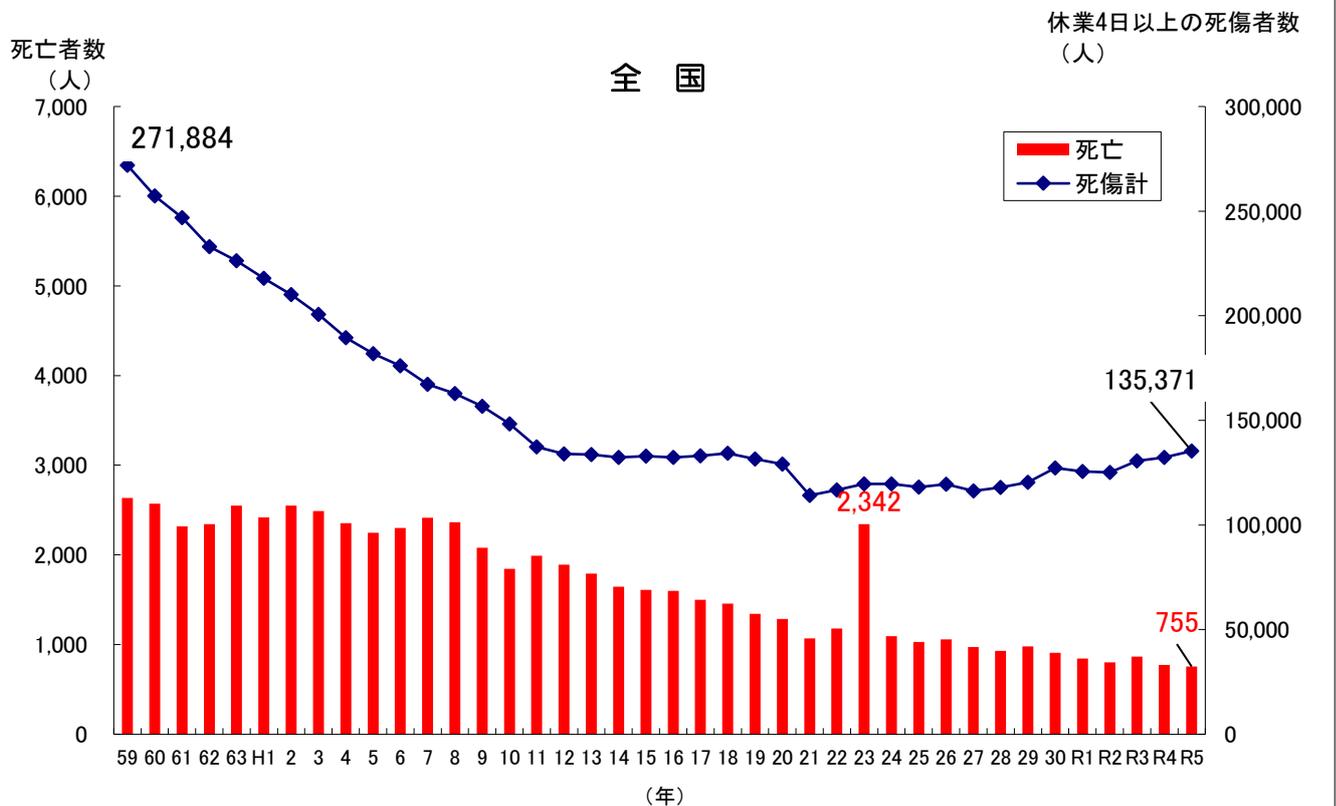
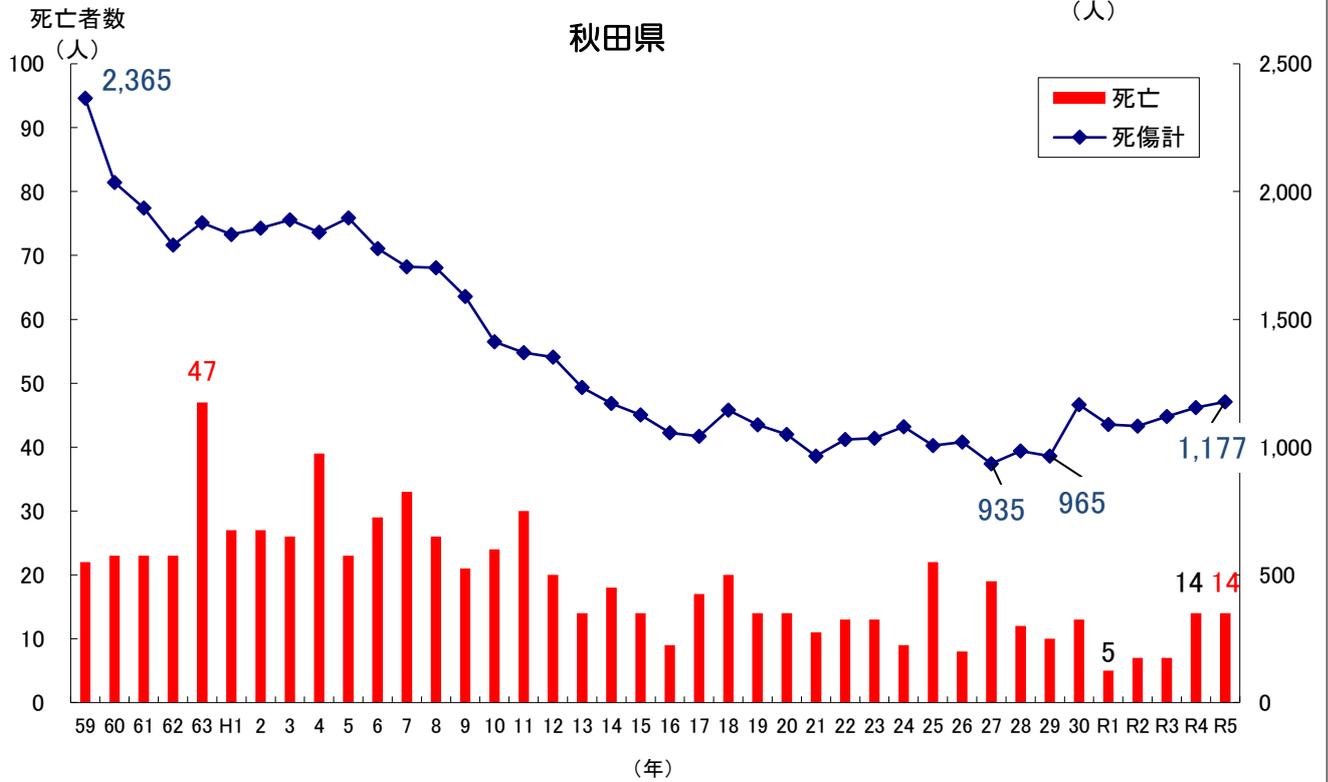
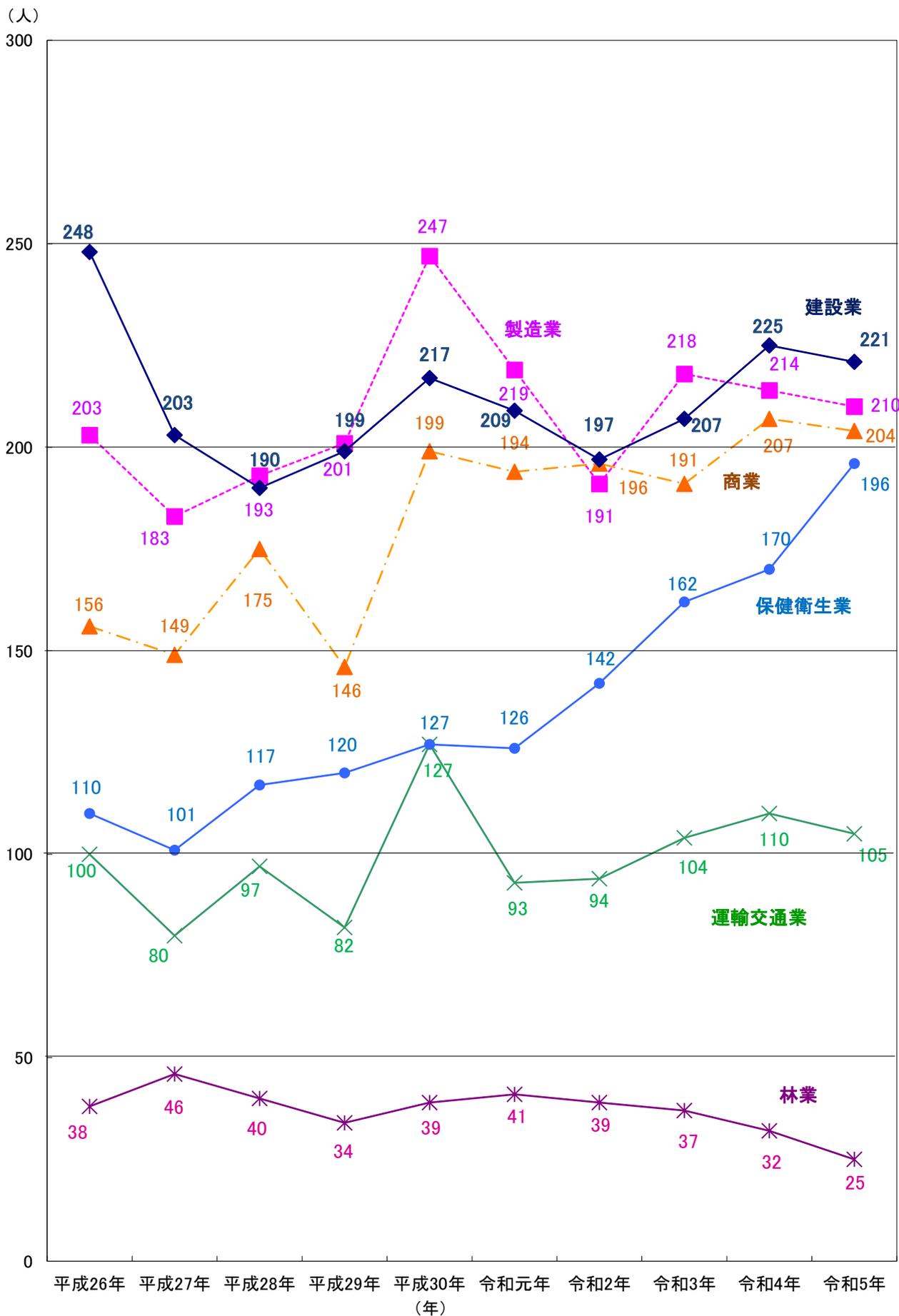


1 労働災害発生状況



# 主要業種別発生状況 (新型コロナウイルス感染のり患者を除く)

資料2



# 令和5年労働災害発生状況 (確定値)

秋田労働局  
(令和6年4月9日作成)

号別	業種別	年別	令和3年 (確定値)		令和4年 (確定値)		令和4年 (確定値)		令和5年 (確定値)		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署											
			死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上								
			亡		亡		亡		亡				亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡							
1~17	全業種合計	7	1220	14	3117	14	3117	14	1714	-1,403	-45.0	4	1022	6	687	1	341	2	203	3	430	2	237	3	386	1	229	3	351	2	186	587	1	172
	うち新型コロナを除く	7	1120	14	1155	14	1155	14	1177	22	1.9	4	412	6	464	1	102	2	111	3	212	2	196	3	163	1	167	3	153	2	138	113	1	101
	うち新型コロナによる		100		1962		1962		537	-1,425	-72.6		610		223		239		92		218		41		223		62		198		48	474		71
1	製造業	2	218	2	321	2	321	2	225	-96	-29.9		82		68	1	34		15		58		57	1	88		48		35		11	24		26
	食品製造業		57	1	85	1	85		74	-11	-12.9		43		25		11		2		13		9	1	10		23		7		7	1		8
	木材・木製品製造業	1	43		30		30		35	5	16.7		3		8		3		4		12		16		5		4		4		1	3		2
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		37		32		32		27	-5	-15.6		8		8		4		3		4		8		2		3		6		8		5	
	一般・輸送用機械器具製造業		20		38		38		17	-21	-55.3		4		3		8				8		11		13		2		2		3		1	
	電気機械器具製造業		14		23		23		21	-2	-8.7		3		8								2		15		5		1		4		6	
	上記以外の製造業	1	47	1	113	1	113		51	-62	-54.9		21		16	1	8		6		21		11		43		11		15		3	5		4
2	鉱業(鉱安法適用を除く)		3						4	4	-												2				1			1				
3	建設業	4	227	8	304	8	304	5	221	-83	-27.3	3	78	2	71		19	1	21	2	55	1	41	1	45	1	35	2	60		39	47		14
	土木工事業		73	3	119	3	119	3	70	-49	-41.2	1	21	1	21		4	1	4	1	20		15		22	1	12	1	31		15	21		3
	建築工事業	3	123	3	117	3	117	2	122	5	4.3	1	29	1	37		6		15	1	32	1	21		16		16	1	25		22	9		11
	鉄骨・鉄筋家屋建築		18		12		12	1	16	4	33.3		2		2				2		6	1	4		1		3		2		5	1		
	木造家屋建築	3	77	3	78	3	78		70	-8	-10.3	1	17		18		3	8	1	20		16		12		10	1	19		12	7		6	
	その他の建設業	1	31	2	68	2	68		29	-39	-57.4	1	28		13		9	2		3		5	1	7		7		4		2	17			
4	運輸交通業		113		132		132	2	105	-27	-20.5		51	1	53		11		7		14	1	15		28		15		18		6	10		9
	道路貨物運送業		95		97		97	2	88	-9	-9.3		44	1	42		10		6		12	1	13		9		14		12		5	10		8
5	貨物取扱業		1		2		2		1	-1	-50.0		1				1		1															
6-2	林業	1	37	2	32	2	32	1	25	-7	-21.9		2		3		4		4	1	8		5	1	8		2		4	1	7	6		4
8	商業		192	1	256	1	256	1	205	-51	-19.9	1	106	1	95		30		23		38		25		30		19		25		31	27		12
	小売業		161	1	204	1	204		182	-22	-10.8	1	80		82		29		20		23		22		23		19		23		27	26		12
13	保健衛生業		214		1801		1801	1	713	-1,088	-60.4		557	1	296		224		114		226		65		162		75		178		66	454		97
	社会福祉施設		154		1052		1052	1	417	-635	-60.4		334	1	161		45		21		155		55		130		66		128		64	260		50
14	接客娯楽業		52		63		63	1	49	-14	-22.2		32		23		7	1	3		6		7		8		4		6		10	4		2
	飲食店		26		32		32		18	-14	-43.8		20		9		4		2		1		4		1		1		3		2	3		
15	清掃・と畜業		32	1	35	1	35	1	59	24	68.6		19		35		3		7		6		10		2		2	1	4	1	4	1		1
	上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17		131		171		171	2	107	-64	-37.4		94	1	43		8		8		19		10		15		28		21		11	14	1	7

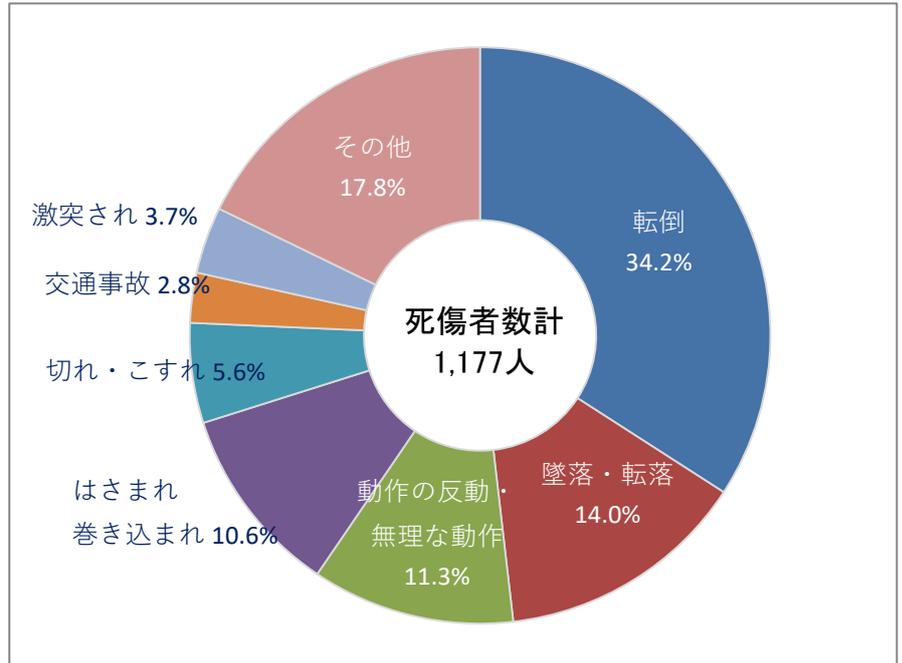
資料3

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

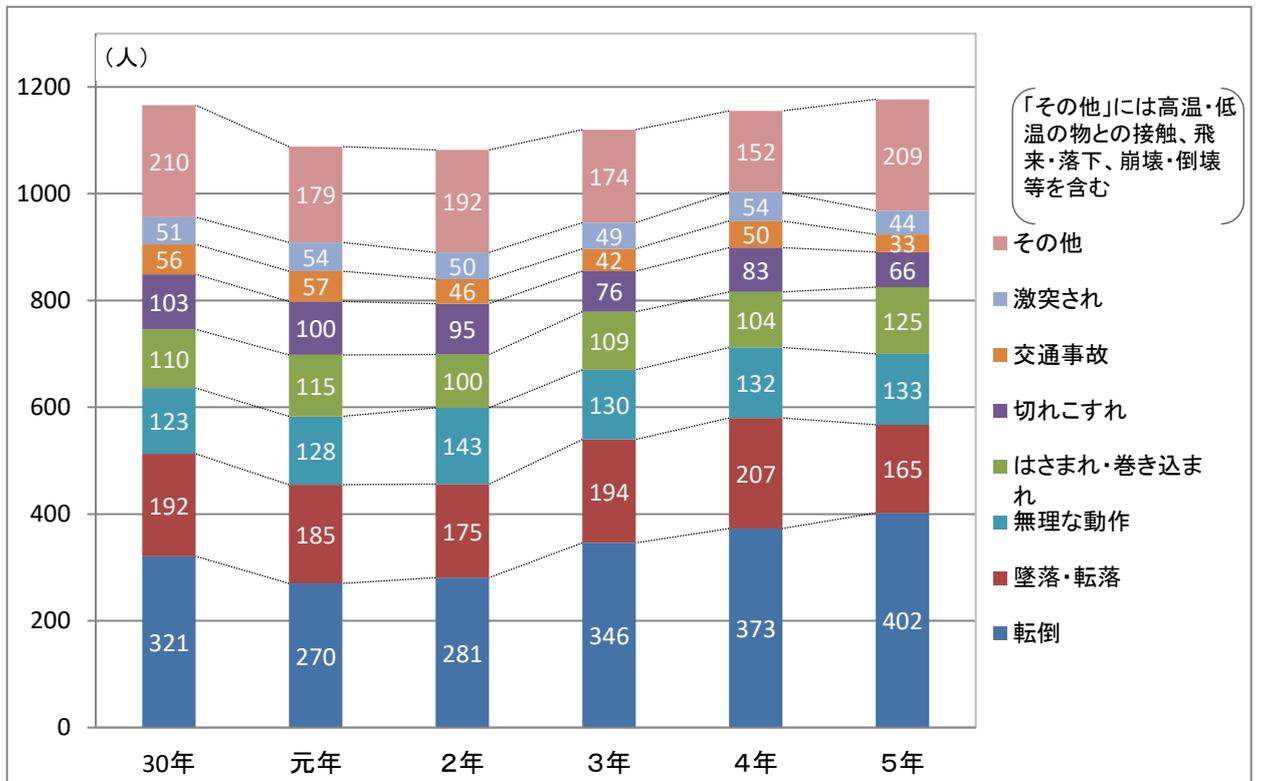
事故の型別分類

事故の型別	5年
転倒	402
墜落・転落	165
動作の反動・無理な動作	133
はさまれ・巻き込まれ	125
切れこすれ	66
交通事故	33
激突され	44
その他	209
合計	1177

(人)



事故の型別労働災害発生状況の推移(平成30年～令和5年)



新型コロナウイルス感染症のり患者を除く

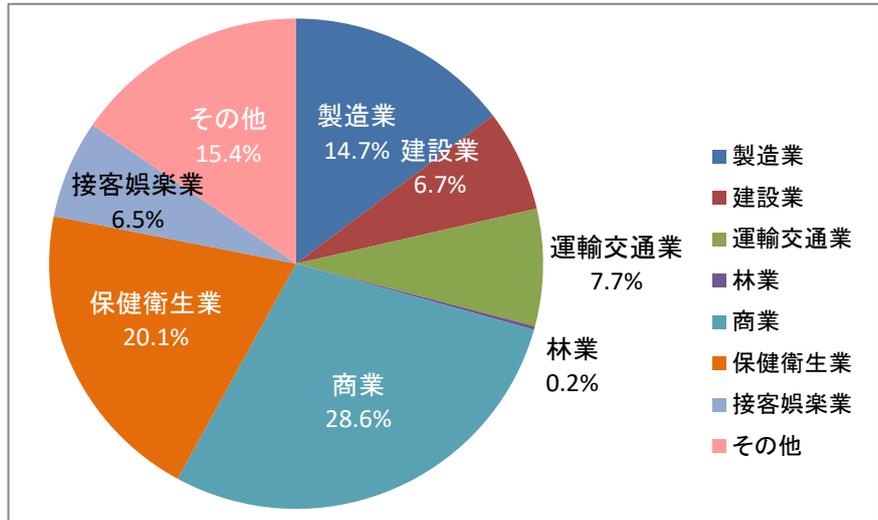
No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	秋田	2月	その他の卸 売業 (8-1-9)	20歳代 (1~5年)	はさまれ、 巻き込まれ	乗用車、バス、 バイク	バスの整備において、被災者はリフトアップしたバスに同僚と2名でタイヤの取付を行った。その後被災者は当日の業務を終了する予定であったが、取付後のタイヤとタイヤハウスとの間に頭部を挟まれた状態で発見された。
2	横手	3月	河川土木工 事業 (3-1-7)	60歳代 (1年未満)	飛来、落下	掘削用機械	農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンスリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンスリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。
3	本荘	3月	畜産業 (7-1-1)	80歳代 (1~5年)	激突され	その他の環境 等	牛舎の親牛と生後約1週間の子牛が同居する房において、被災者は顔面を負傷し、意識不明の状態で見送られた。被災者周辺の壁や親牛の角と頭部に血痕があり、牛に激突されたものと推定された。
4	大曲	3月	木材伐出業 (6-2-1)	30歳代 (10~20年)	激突され	立木等	樹高約20mのナラの木の新伐木作業において、チェーンソーを用いて追い口を作っている時に、立木の幹が縦方向に裂けて折れ、被災者の背部に激突した。
5	能代	4月	道路建設工 事業 (3-1-6)	60歳代 (10~20年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道間の防風柵に衝突した。
6	秋田	5月	その他の 建築工事業 (3-2-9)	30歳代 (1年未満)	飛来、落下	移動式 クレーン	設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機(約350kg)を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。
7	大館	7月	一般貨物自 動車運送業 (4-3-1)	50歳代 (6~10年)	墜落、転落	トラック	事業場構内で大型トラックの運転席から降りる途中、ステップから足を踏み外して頭部を打撲した。その約8時間後、荷の配送のためトラックを運転中、意識障害が出現し、トラックは蛇行して防護柵に接触し対向車に衝突した後、路外に転落した。
8	秋田	7月	警備業 (17-2-1)	40歳代 (5~10年)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	国道の区画線等塗装工事現場で、被災者は塗装作業車の前方を歩きながら交通誘導を行っていた。作業終了直後、被災者はその場に座り込み、その後、意識を失って倒れたため、病院に救急搬送したが熱中症により死亡した。なお、災害発生時の気温は31.5度であった。
9	秋田	7月	その他の土 木工事業 (3-1-99)	70歳代 (10~20年)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時の秋田市のWBGT値は30.7度(実況推測値)であった。

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
10	大館	8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建 築工事業 (3-2-1)	40歳代 (1年未満)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
11	能代	8月	ゴルフ場 (14-3-1)	60歳代 (10～20年)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に運搬する作業をしていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。
12	秋田	8月	社会福祉施 設 (13-2-1)	40歳代 (1～5年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は事業場に戻るため社有車で県道を走行中、交差点内で、右折するため待機していた対向車のドアミラーに接触し、次いで対向車線の縁石に乗り上げてバス停の時刻標識柱等に衝突した。被災者は事故の衝撃で折れた肋骨が心臓に突き刺さり死亡した。
13	秋田	8月	一般貨物自 動車運送業 (4-3-1)	60歳代 (30～40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は、幅員8メートルの市道左側車線に駐車したトラックから降車し、反対車線側に市道を横断し荷物を配達した後、信号機や横断歩道のない市道上を横断しトラック運転席付近まで戻ったところ、トラック後方からその右側を通過しようと走行してきた車両にはねられ、その下部に巻き込まれた。
14	大曲	11月	その他の清 掃・と畜業 (15-1-9)	60歳代 (1年未満)	墜落、転落	建築物、構築 物	被災者はごみ処理場内でごみ袋に入ったペットボトルをコンベヤに送り込む作業を行っていたが、ごみ袋の受入ホッパに落ちてコンベヤに搬送され、ごみ袋を破くための破袋機に巻き込まれて死亡した。

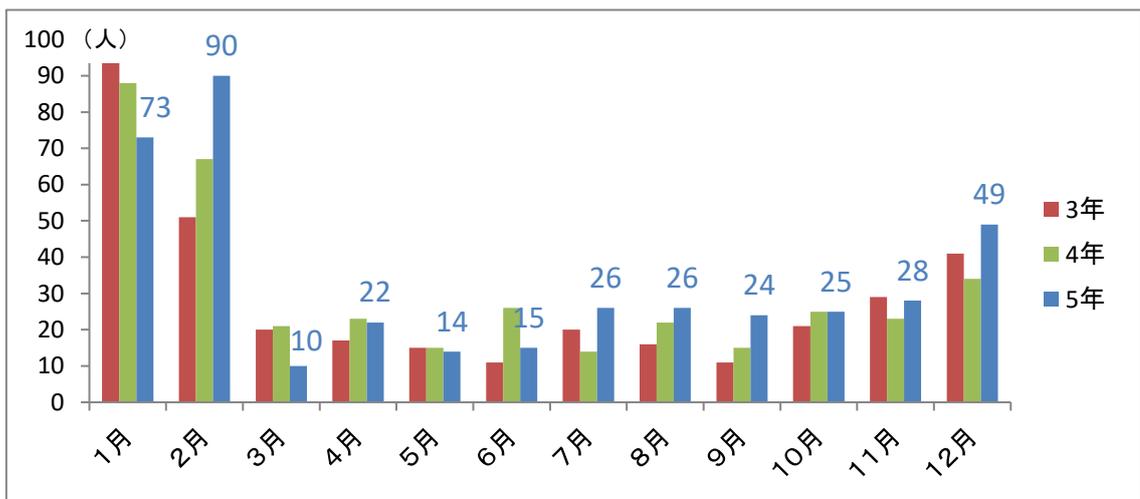
令和5年 主要業種別 転倒災害発生状況

製造業	59
建設業	27
運輸交通業	31
林業	1
商業	115
保健衛生業	81
接客娯楽業	26
その他	62
合計	402

(人)



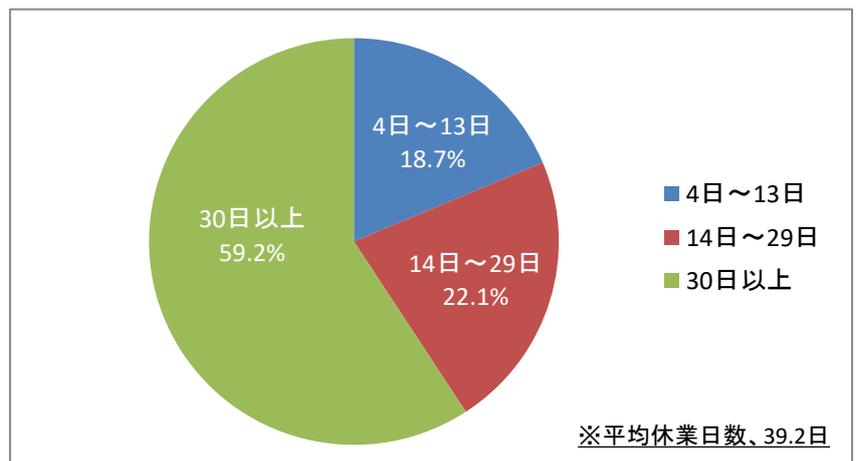
転倒災害 発生月別推移(令和3年～令和5年)



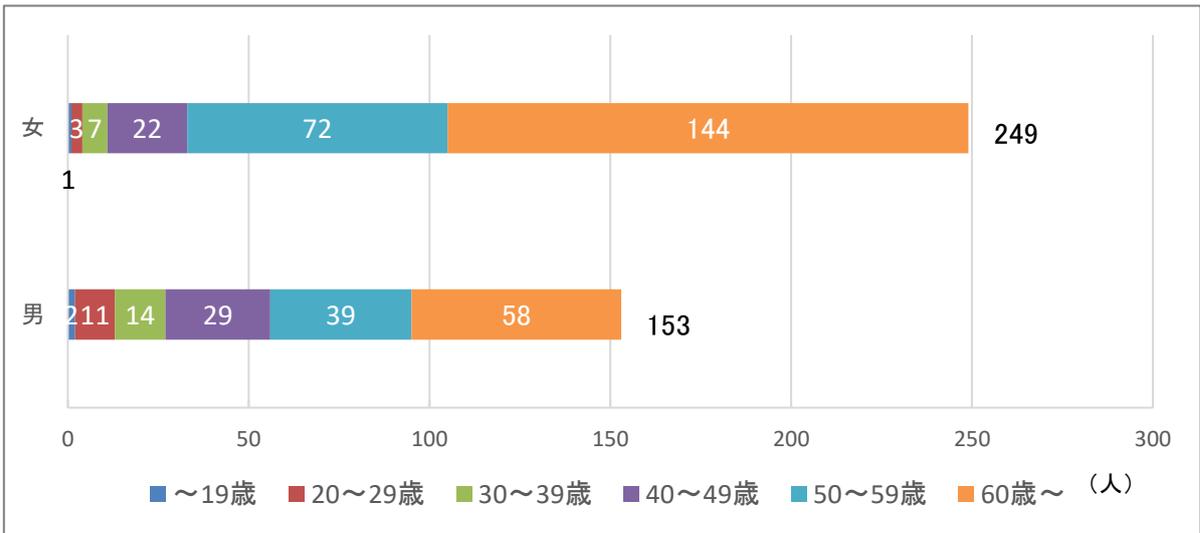
令和5年 休業日数別転倒災害発生状況

4日～13日	75
14日～29日	89
30日以上	238
合計	402

(人)



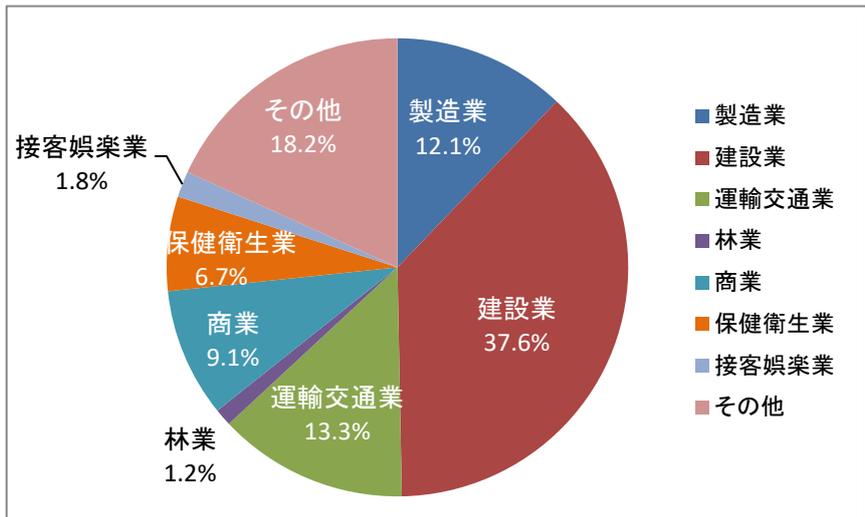
令和5年 男女別年齢別転倒災害発生状況



令和5年 主要業種別 墜落・転落災害発生状況

製造業	20
建設業	62
運輸交通業	22
林業	2
商業	15
保健衛生業	11
接客娯楽業	3
その他	30
合計	165

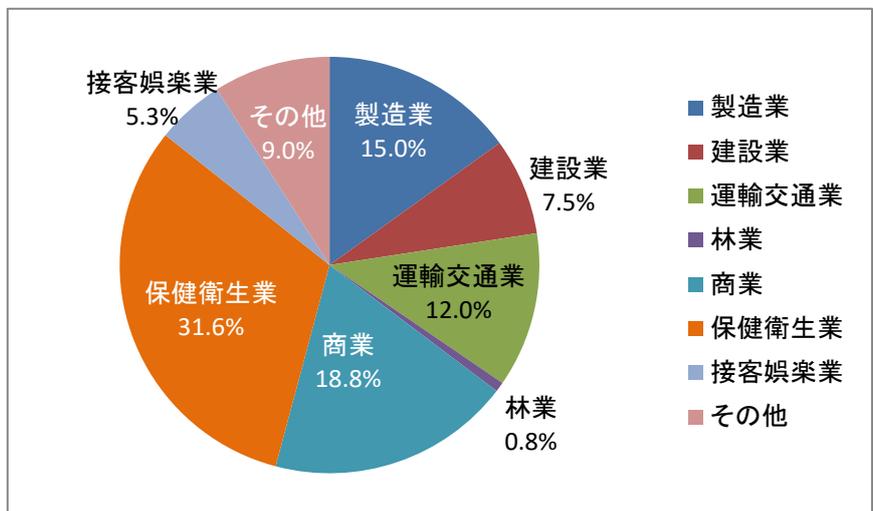
(人)



令和5年 主要業種別 動作の反動・無理な動作災害発生状況

製造業	20
建設業	10
運輸交通業	16
林業	1
商業	25
保健衛生業	42
接客娯楽業	7
その他	12
合計	133

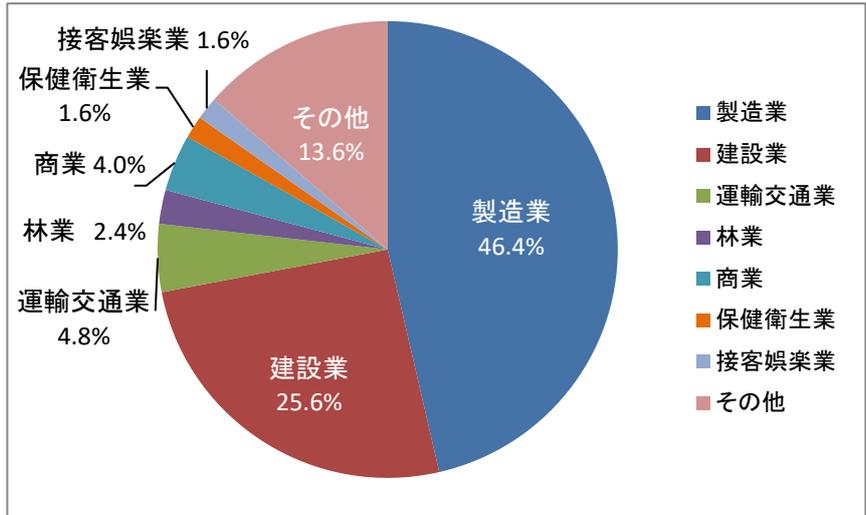
(人)



令和5年 主要業種別 はさまれ・巻き込まれ災害発生状況

製造業	58
建設業	32
運輸交通業	6
林業	3
商業	5
保健衛生業	2
接客娯楽業	2
その他	17
合計	125

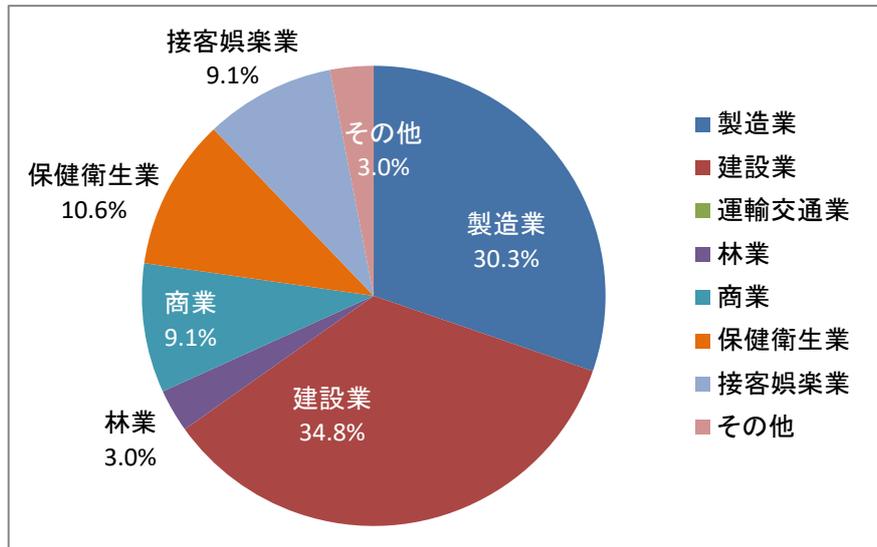
(人)



令和5年 主要業種別 切れ・こすれ災害発生状況

製造業	20
建設業	23
運輸交通業	0
林業	2
商業	6
保健衛生業	7
接客娯楽業	6
その他	2
合計	66

(人)

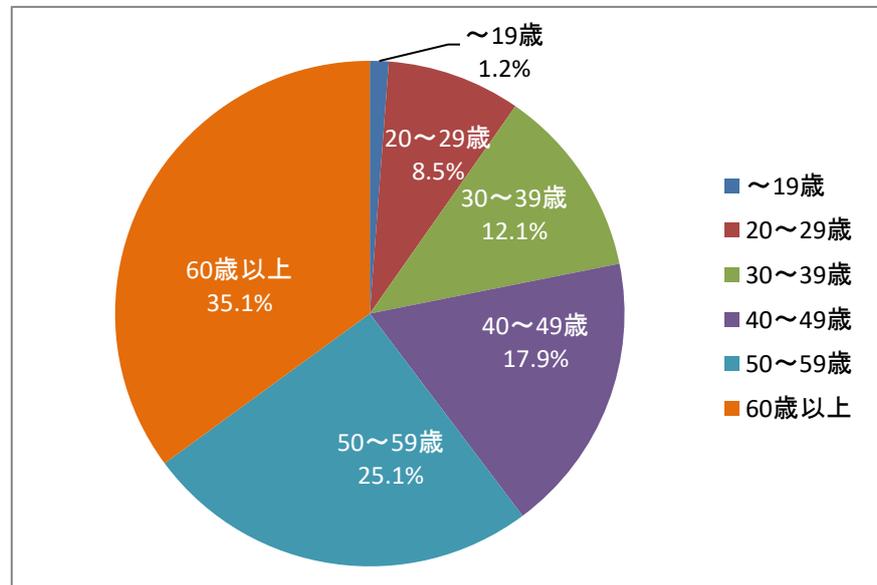


令和5年 被災年齢別発生状況(全業種)

～19歳	14
20～29歳	100
30～39歳	143
40～49歳	211
50～59歳	296
60歳以上	413
合計	1,177

(人)

〔新型コロナウイルス感染症のり患者を除く〕



## 秋田県介護施設 + Safe 協議会 設置要綱

## 1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけではなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

## 2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募

## 3 構成員

別紙のとおり

## 4 開催頻度

半期に1度程度（6月及び12月を目安に開催する）

## 5 その他

- (1) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。
- (2) 協議会に関する事務は、秋田労働局労働基準部健康安全課において行う。
- (3) 本要綱は、令和4年12月9日から施行する。

# 秋田県小売業 + Safe協議会設置趣旨

ひと、くらし、みらいのために

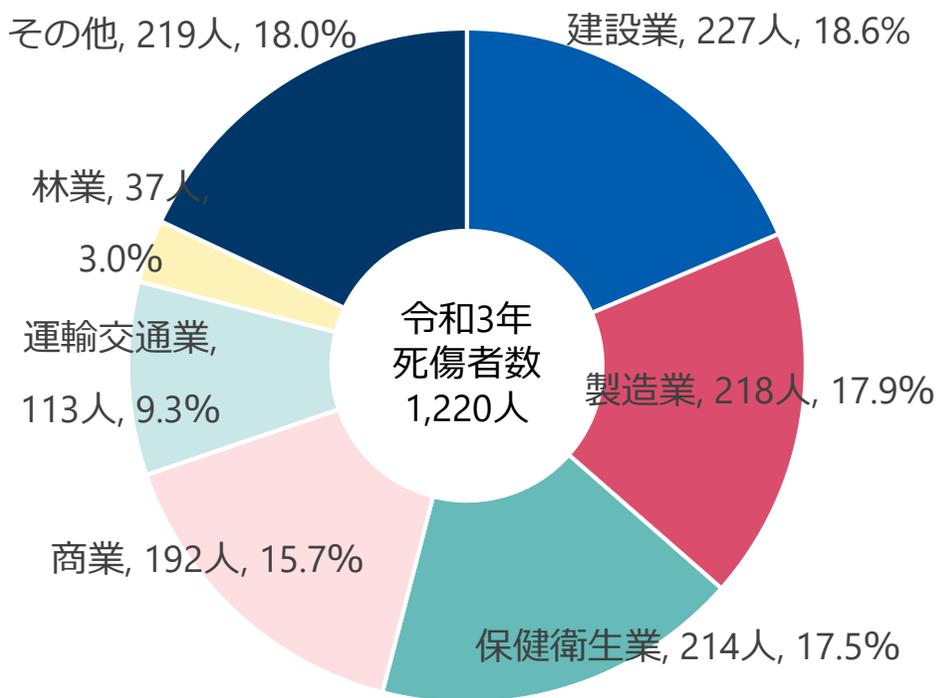


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

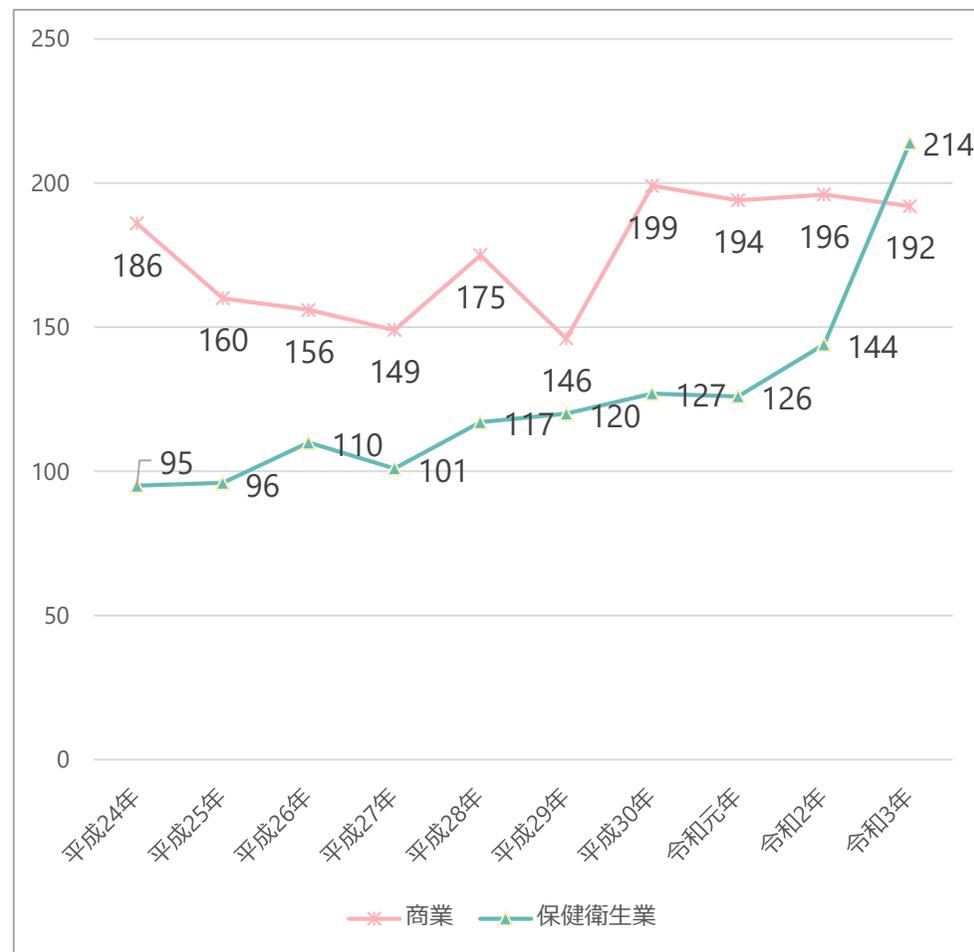
資料 7

# 1 秋田県内における労働災害発生状況

## 令和3年 業種別発生割合

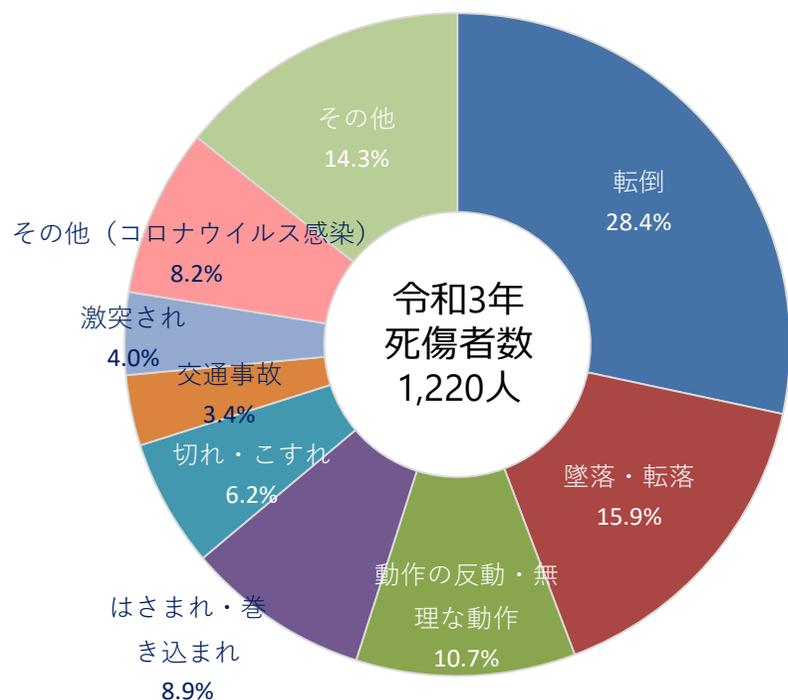


## 商業・保健衛生業の発生状況推移

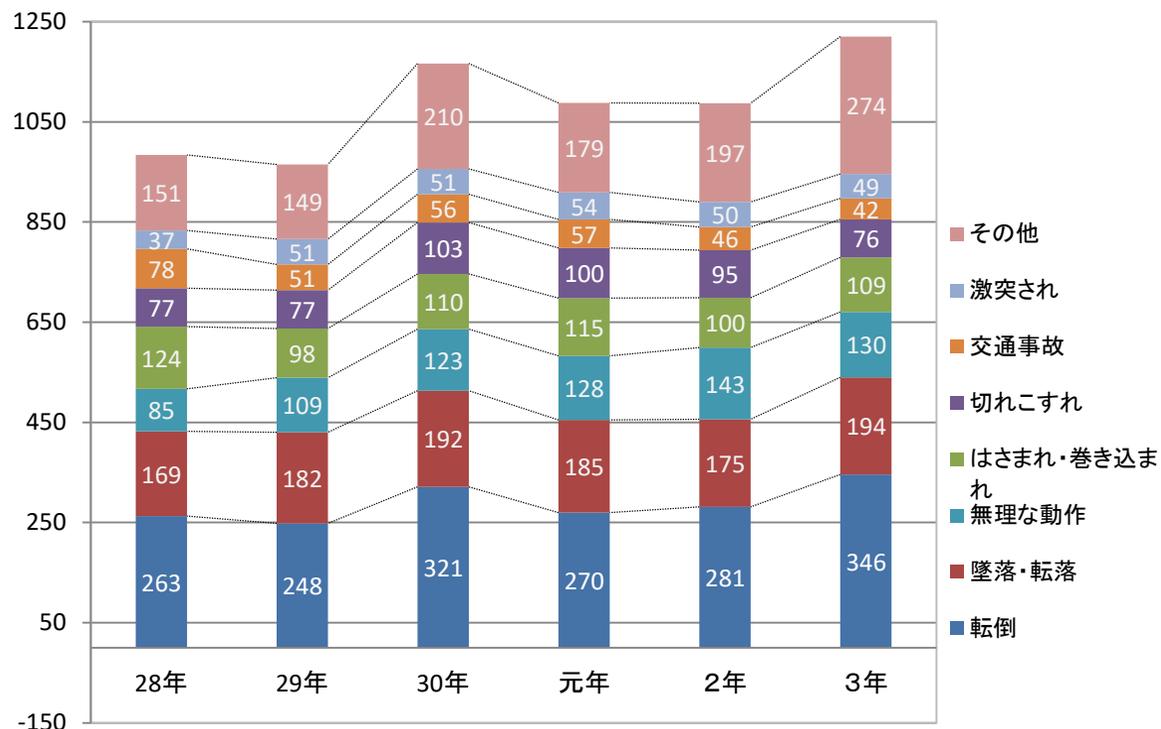


## 2 事故の型別労働災害発生状況

令和3年 事故の型別発生割合

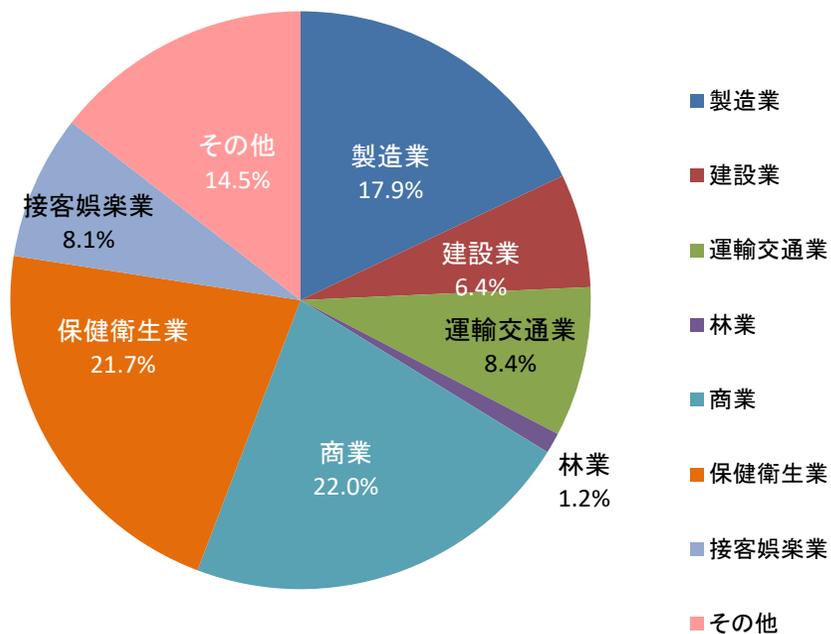


事故の型別労働災害発生状況の推移

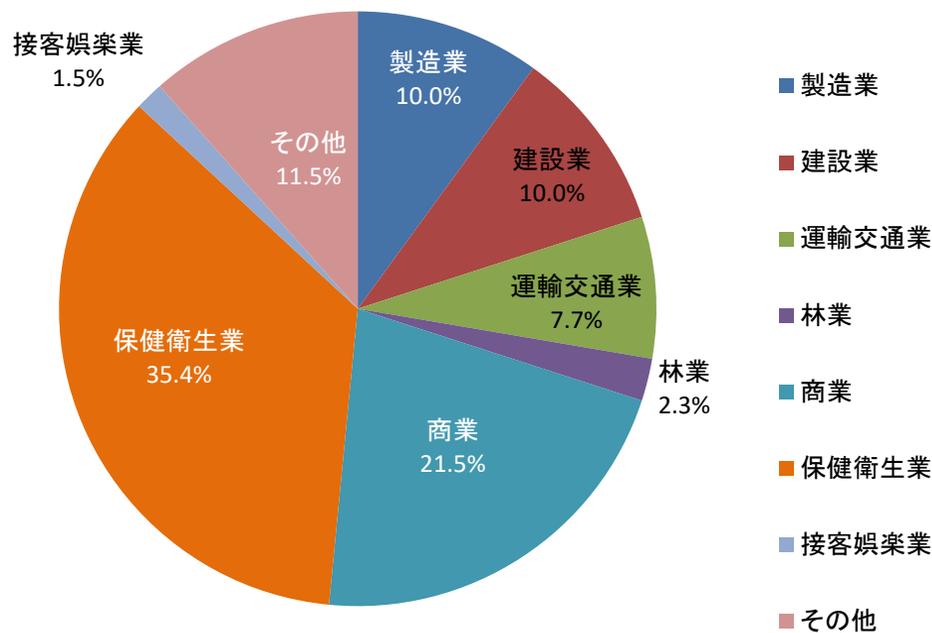


### 3-1 転倒災害、動作の反動・無理な動作災害発生状況

令和3年 主要業種別 転倒災害発生状況

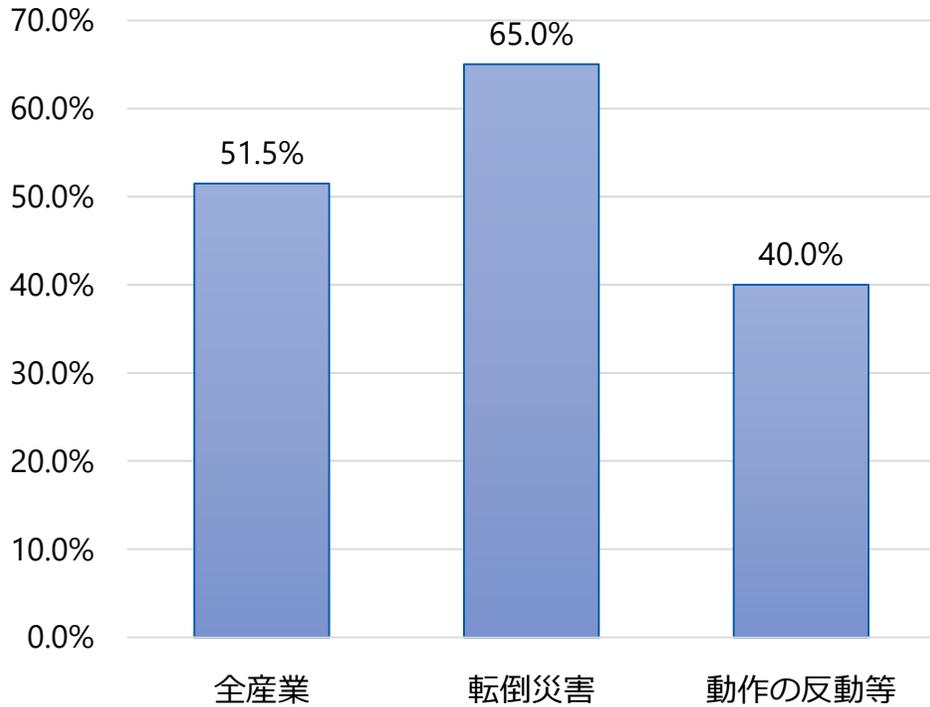


令和3年 主要業種別  
動作の反動・無理な動作災害発生状況



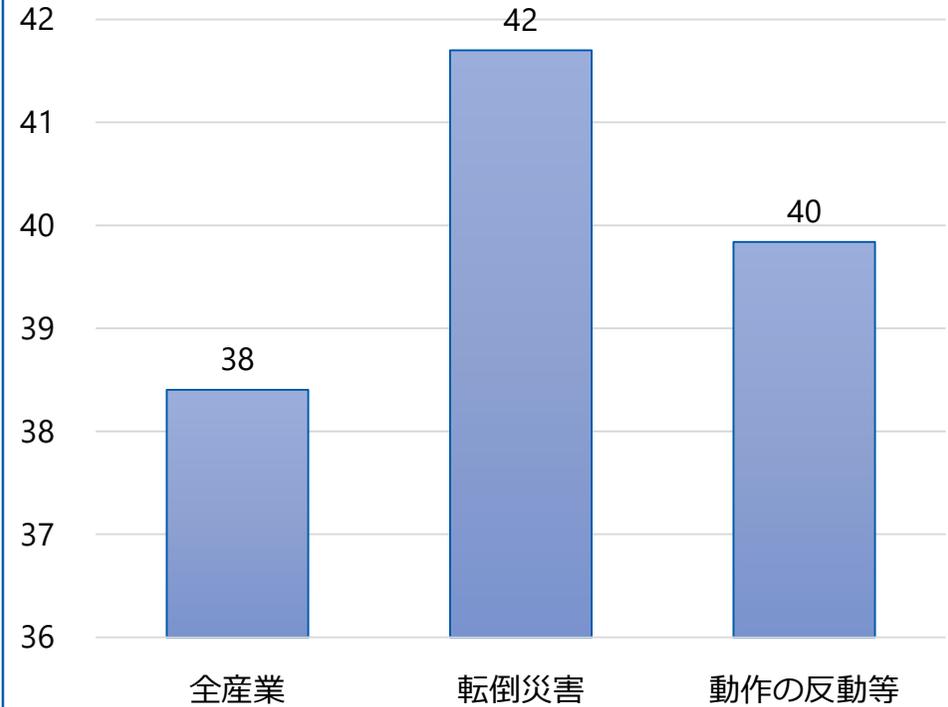
## 3-2 転倒災害、動作の反動・無理な動作災害発生状況

### 休業1か月以上の被災者割合



令和3年	全産業	転倒災害	動作の反動等
休業1か月以上の被災者割合	51.5%	65.0%	40.0%
被災者数	1220	346	130
休業1か月以上の被災者	628	225	52

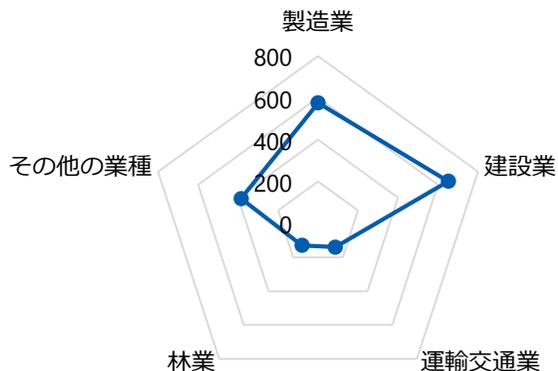
### 平均休業日数



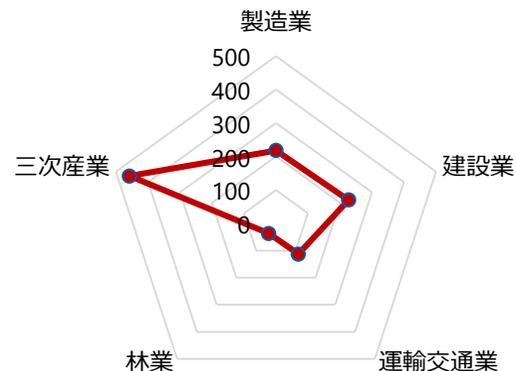
令和3年	全産業	転倒災害	動作の反動等
平均休業日数	38	42	40
総休業日数	46852	14428	5179
被災者数	1220	346	130

## 4 主要産業別労働災害発生状況（平成5年と令和3年の比較）

平成5年 主要業種別発生状況



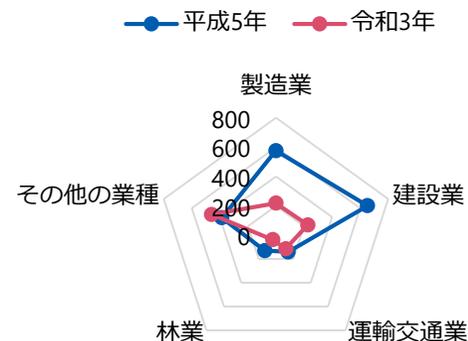
令和3年 主要業種別発生状況



### ◆ 平成5年と令和3年の主要業種別発生状況の比較

- 平成5年は製造業や建設業といった業種における労働災害が多くを占める状況にありました。
- 令和3年はいわゆる第3次産業である「商業」「保健衛生業」「接客娯楽業」の増加が顕著な状況となりました。
- 労働人口の変動等や、事業場数の増減による要因もあり、労働災害の発生場所も変化しています。

主要業種別発生状況

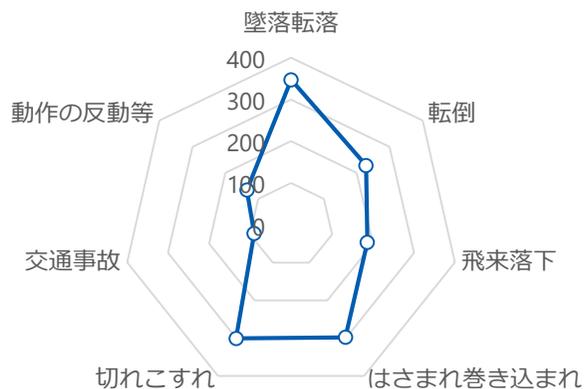


主要業種別	製造業	建設業	運輸交通業	林業	三次産業等
平成5年	576	652	140	129	385
令和3年	218	227	113	37	458

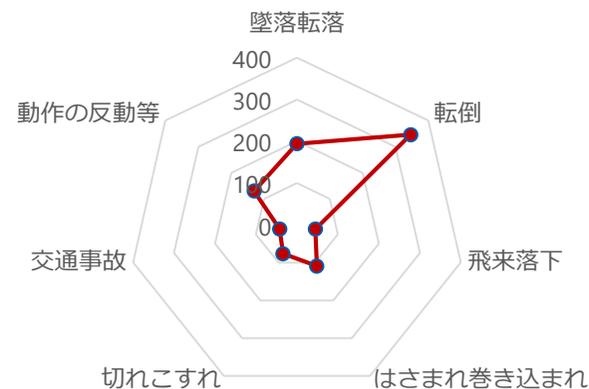
※令和3年の三次産業等は「商業」「保健衛生業」「接客娯楽業」の合計値

## 5 事故の型別労働災害発生状況（平成5年と令和3年の比較）

平成5年 事故の型別発生状況



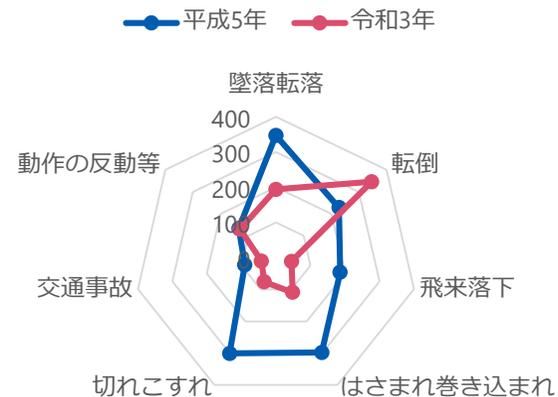
令和3年 事故の型別発生状況



### ◆ 平成5年と令和3年の事故の型別発生状況の比較

- 平成5年は墜落災害・はさまれ等災害・切れこすれ災害など、設備や不安全な機械を原因として発生した災害が多い状況であった。
- 令和3年は転倒災害や動作の反動等といった労働者の行動に起因する災害が多くなっており、高所からの墜落災害や機械等へのはさまれ等災害が減少している。
- 機械設備の不備等からの災害から、不安全な行動等を原因とした労働災害に変化しています。

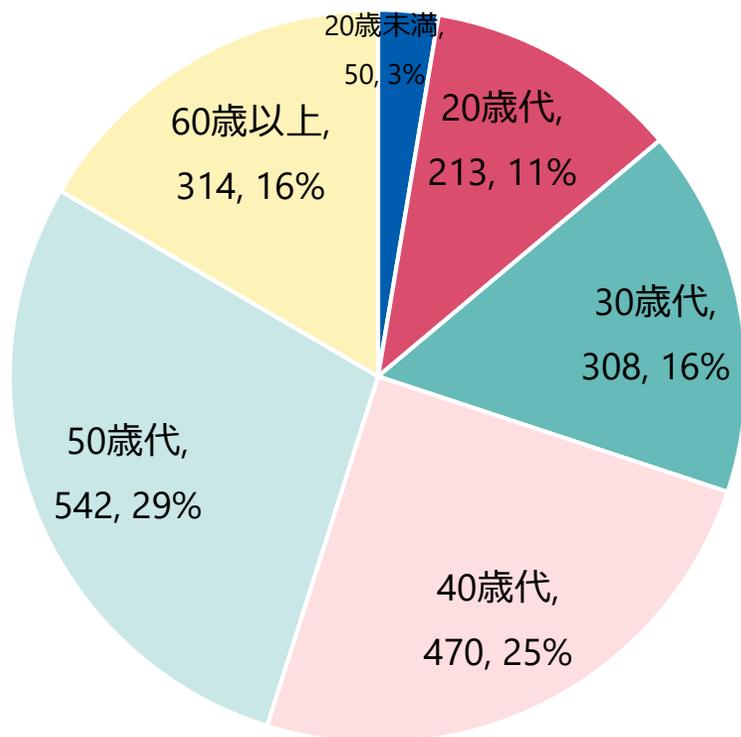
事故の型別発生状況



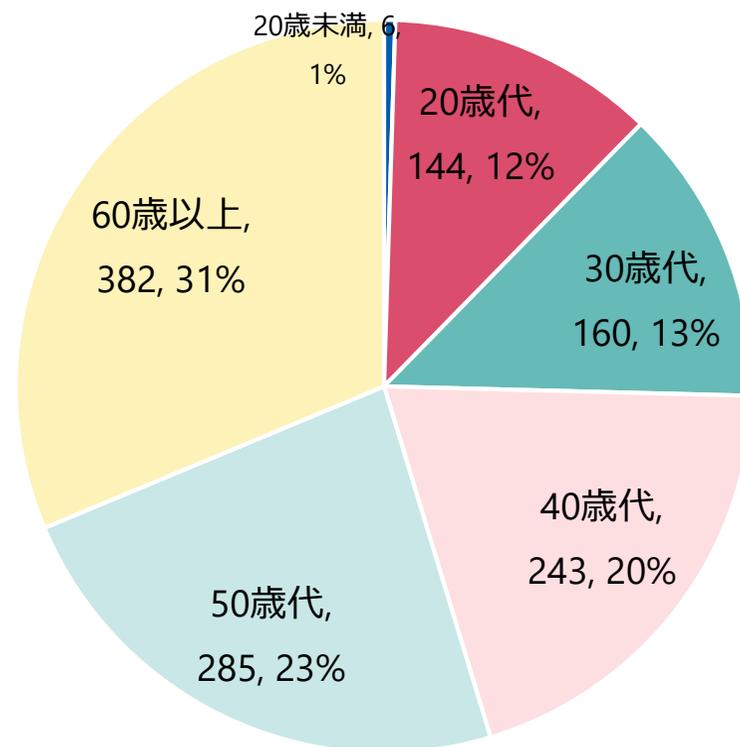
事故の型別	墜落転落	転倒	飛来落下	はさまれ巻き込まれ	切れこすれ	交通事故	動作の反動等
平成5年	347	228	186	298	301	90	134
令和3年	194	346	45	109	76	42	130

## 6 被災年齢別労働災害発生状況（平成5年と令和3年の比較）

### 平成5年 被災年齢別発生状況



### 令和3年 被災年齢別発生状況



※ 全業種における、被災年齢別発生状況の平成5年（1897人）と令和3年（1220人）を比較した円グラフです。  
労働人口の変動や、少子化等の影響もありますが、60歳以上の被災割合が約2倍となっています。

## 7 令和4年度より実施する新たな対策の全体像

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

- 国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容**の促進
  - 多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**
- を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。

### + Safeコンソーシアム（全業種）

本省

加盟団体が連携し、表彰（+Safeアワード）や広報活動の実施を通じて、目標達成のための国民運動を推進

- ・ 協議会構成員の参加
- ・ アワードへの応募

管内のトップ企業

### + Safe協議会（小売り・介護）

労働局

管内企業を構成員とし、情報交換や広報活動等の取組を実施

複数店舗を経営する

中規模程度の企業

### + Safe育成支援（小売り・介護）

労働局

都道府県労働局が個別に企業の課題発掘・取組実施を支援

支援を通じて協議会構成員への追加を目指す

その他の企業

※コンソーシアムに参加することも考えられる

### その他労働局・監督署における実施事項（継続）

労働局

監督署

- ・ 店舗密集型施設における周知啓発
- ・ 関連団体・機関との連携による効果的な周知啓発
- ・ 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検の実施要請

# (1) + Safeコンソーシアム (仮称)

目的：安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けて、コンソーシアム加盟団体が連携した取組を行うことにより、企業の自主的な安全衛生活動を推進するとともに、国民の安全衛生意識を向上させることを目的とする。令和4年度本省の委託事業により実施する。

- 加盟団体は次の団体等から広く公募
  1. 行政機関（国、地方自治体等）
  2. 研究機関（大学、安全衛生総合研究所等）
  3. 労働災害の減少に取り組む企業・団体
  4. 3以外の企業・団体（損保会社、金融機関、スポーツメーカー、IT企業等）
- 加盟団体が連携して、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けた各種プロジェクトを実施
- 厚生労働省は、各種プロジェクトの取組の中から、優良な取組事例に対する表彰を実施

## + Safeコンソーシアム

労働局  
地方自治体

行政機関

大学  
安衛研

研究機関

企業

労働災害の減少に  
取り組む企業・団体

事業者団体

損保会社  
金融機関

左記以外の企業・団体

スポーツ  
メーカー  
IT企業

労働局主導の連携の例



協定の締結・啓発資料の作成

コンソーシアム加盟団体の自主的な連携の例



健康増進アプリの開発

## (2) + Safe 協議会、+ Safe 育成支援①

### 【実施目的】

**+ Safe 協議会**：構成員の意識啓発・機運醸成によるリードと好事例の管内への発信

**+ Safe 育成支援**：協議会非参加企業の意識啓発と教育・支援

### + Safe 協議会

- 管内企業のうち、小売業・介護施設の**トップ企業数社+a**を構成員として、年2回程度開催
- 企業同士の情報交換（課題・好事例の共有等）やその他活動、それらの発信を通じて、**管内全域の機運醸成**を促す
- 構成員に対して**大臣局長表彰の関心を促す**とともに、**構成員が表彰基準を満たすことができるよう支援**を行う

#### 【協議会としての実施事項の例】

※ 具体的な実施事項は、構成員との協議の中で決定

- ・ 構成員の取組に関する情報交換（好事例の発表）
- ・ 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家講演
- ・ 構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- ・ 相互現場視察、パトロール等
- ・ + Safeアワードへの応募事項の検討・実施（必須）
- ・ 周知啓発用資料の作成（必須）

#### 令和4年度必須実施事項

- ★協議会の設置・開催（年度内1～2回）と本省報告
- ★+ Safeアワードへの応募事項の検討・実施（再掲）
- ★周知啓発用資料の作成（再掲）
- ★協議会の取組等の広報活動

### + Safe 育成支援

- 管内の小売業・介護施設の企業のうち、**+ Safe 協議会構成員ではない1社以上ずつ**を対象に、年数回実施
- 企業側の問題意識を掘り起こし、ともに有効な改善策を見つけ、**自主的な安全衛生活動の導入**を目指す

#### 【育成支援における重点実施事項】

※ 具体的な実施事項は、支援対象との相談の中で決定

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明
- ・ 本社等での労働災害情報の集約・分析・対策の検討
- ・ 作業マニュアルへの安全衛生対策に係る留意事項の追加（必要に応じて、中災防の個別支援事業を活用）
- ・ 企業本社の監査部門・AMによる店舗等指導項目に安全衛生対策の実施状況を追加

#### 令和4年度必須実施事項

- ★支援対象の選定（最低2社）・支援と本省報告
- ※ + Safe 育成支援の年間最低実施回数は定めないが、1～2年以内に自主的な取組ができる状態にすることを目標として実施すること

## (2) + Safe協議会、+ Safe育成支援②

### 令和4年度の年間スケジュールの例

	+ Safe協議会	+ Safe育成支援
4月	<b>協議会構成員の選定・接触</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>局において構成員候補企業等を選定</li> <li>先方の問題意識・潜在的な課題を引き出しながら協議会への参加を依頼</li> </ul>	
5月		協議会構成員の決定を受けてから育成支援の対象を選定する必要がある
6月	<b>協議会における課題・実施事項の調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会における課題・実施事項を構成員と調整</li> </ul>	<b>支援対象の選定・接触</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>局において支援対象候補企業を選定</li> <li>先方の問題意識・潜在的な課題を引き出しながら育成支援の受け入れを依頼</li> <li>支援対象と実施事項を調整、支援計画×2の作成</li> </ul>
7月		
8月	<b>第1回協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会要綱（課題・実施事項等含む）の決定</li> <li>構成員からの課題、取組状況等の共有</li> <li>周知用資料作成方針について協議</li> </ul>	<b>取組状況等の確認、支援の実施①</b>
9月		
10月	<b>周知用資料の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>局において周知用資料を作成</li> </ul>	<b>取組状況等の確認、支援の実施②</b>
11月		
12月	<b>第2回協議会（持ち回り）の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知用資料の決定</li> </ul>	<b>取組状況等の確認、支援の実施③</b> <p>育成支援が上手くいき、支援対象企業において自主的な安全衛生活動ができるようになった場合、次年度に協議会構成員とする</p>
1月	<b>アワードの開催（仮）</b> 協議会の取組等をアワードに応募	
2月	<b>第3回協議会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の実施状況の共有</li> <li>今後の取組方針について協議</li> </ul>	
3月		

## (2) + Safe協議会、+ Safe育成支援③

+ Safe協議会、+ Safe育成支援ともに、これまでの指導とは異なるものであり、以下のように注意点を踏まえて実施する必要がある。

### 1 労働局の基本方針

- ・ これまでの指導では、小売業や介護施設等において安全衛生活動の重要性への理解が十分に得られていない課題が見られる。
- ・ 協議会及び育成支援では、「企業の課題に寄り添い、ともに有効な改善策を探る」ことを主眼とした支援を行い、企業等が安全衛生活動の重要性を理解し、自主的な取組を行うことを促す。
- ・ このため、**課題や対策の発案はあくまで企業・法人の自主的なもの**となるよう、**労働局はその発案を促す**よう立ち回る。

### 2 協議会構成員候補や育成支援対象への接触（営業活動）

**相手は安全衛生活動を重視していないことを認識し、“指導”や“押しつけ”ではなく、営業活動を行う意識で対応する。**

- ① 協議会への参加や育成支援の受入れを打診：必要に応じて局幹部が対応し、指導ではないことを伝える（**信頼関係の構築**）
  - ② 安全衛生活動の**重要性を理解**してもらう：先方企業の経営課題の解決とも密接に関わることを説明し説得する
  - ③ 先方企業の経営課題を把握：最初は安全衛生それ自体ではない課題も幅広く、**ただし根本原因まで深掘り**
  - ④ 安全衛生と関係しそうな課題をピックアップし、協議会や育成支援の課題とする
  - ⑤ 構成員の共通の課題を実施事項のメインに据え、再度構成員と調整（協議会）
  - ⑤' 必要に応じて助成金等も紹介しながら進める（育成支援）
- ※ 「労働災害が起きても問題ない」という意識の企業もいることに留意（小売業）
  - ※ 特に元々関心のある法人の場合、腰痛予防などのベタな対策のみに終始せず、しっかり深掘りするよう留意（介護施設）

### 3 管内他企業への波及（周知広報）

- ・ 労働局HP以外のチャンネルを使った広報を積極的・効果的に展開（**自治体や関係団体との連携、各種媒体の有効活用**）。
- ・ 育成支援における成果は、支援対象企業を協議会構成員にした際に協議会内で共有し広報を実施。

# 【ご参考】SAFEコンソーシアム（全国）

Safer Action For Employees（SAFE）を旗印に

「従業員の幸せのための安全アクション（SAFE）コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組む



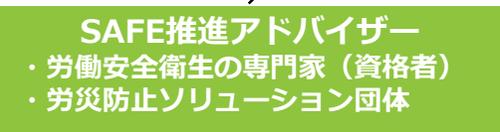
## ● 構成



一般企業・団体メンバー

アンバサダー

従業員・個人メンバー



**地方協議会構成員メンバー**  
**（小売・介護施設）**

6月20日 コンソーシアムのウェブサイトを開設

## ● 目標

- 労働災害を自分ごととしてとらえ、解決策を考えていく機運の醸成
- 顧客だけでなく、従業員の安全第一のための取組をステークホルダー全員で推進する

## ● 取組

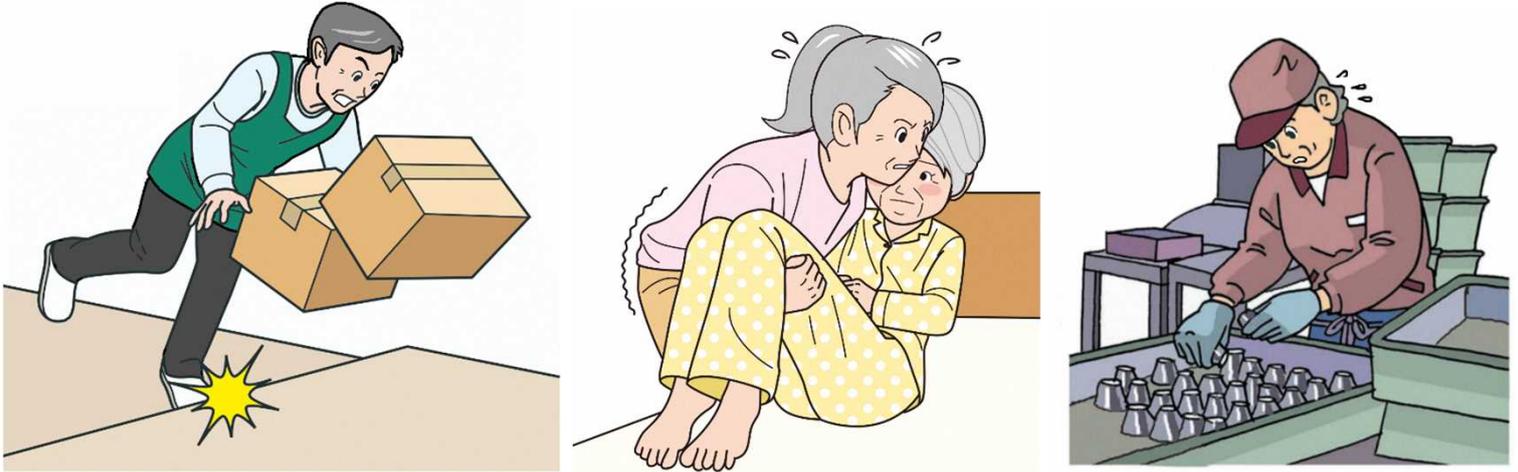
- ① 労働災害問題の協議・周知（シンポジウム）
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
- ④ 参画メンバーの地位向上（ロゴマーク、バナー等）

# エイジフレンドリーガイドライン 資料 8

## (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**

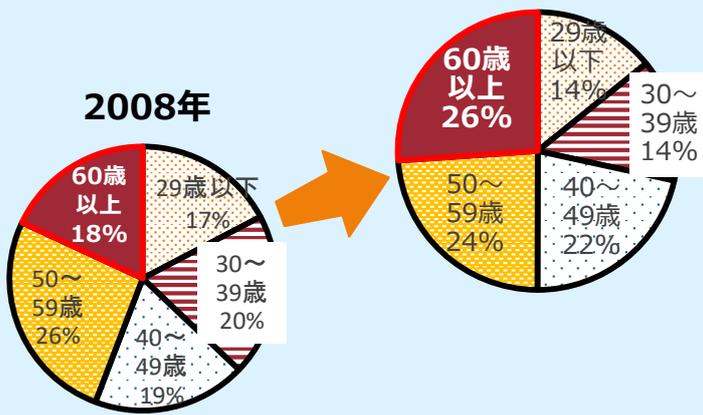


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

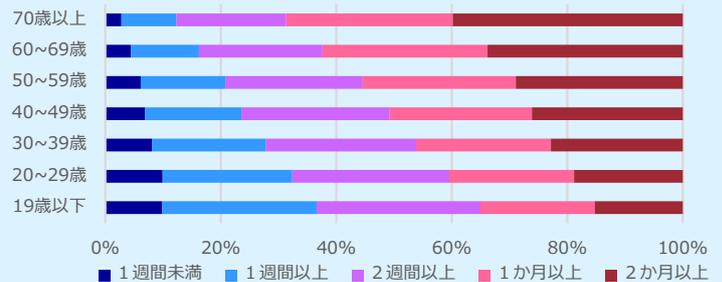
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

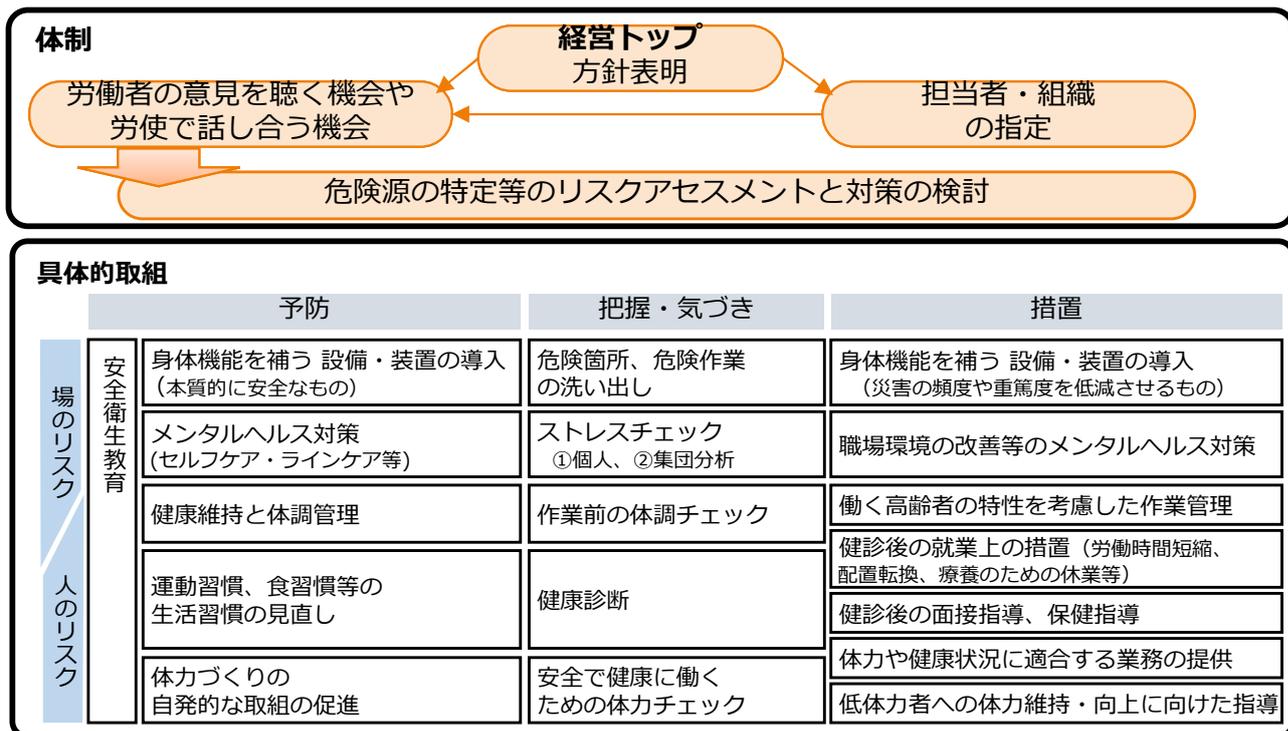
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### ❁ 考慮事項 ❁

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### ❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



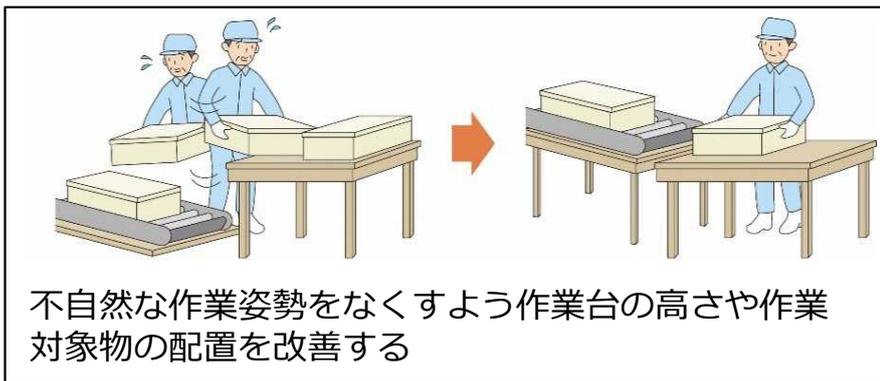
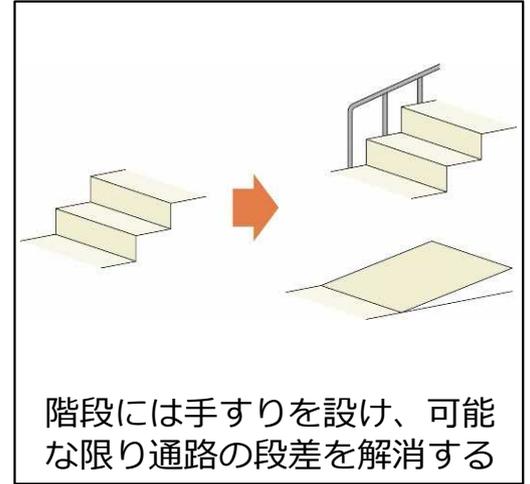
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態  
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

# ガイドラインの概要

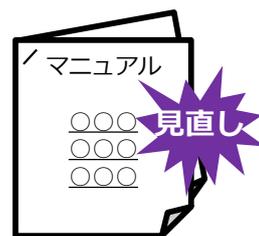
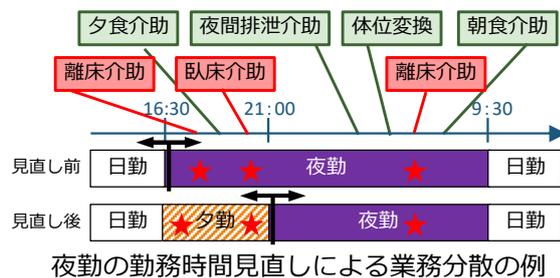
## (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例

#### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



#### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

### 取組の例

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### 対策の例

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### 考慮事項

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

### I 身体機能計測結果

#### ① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は  cm /  cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



#### ② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



#### ③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



#### ④ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



#### ⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

### II 質問票（身体的特性）

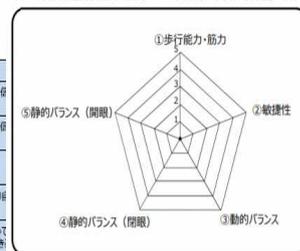
質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人につぶかさず、よけて歩けますか			点	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか			点	② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか			点	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るおもいますか			点	④ 静的バランス（開眼）
5. 片足で立ったまま膝下を離れたいことができますか			点	⑤ 静的バランス（閉眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れたい歩くと感じますか			点	⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足でどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑦ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑧ 静的バランス（閉眼）
9. 足を開いて片足でどのくらい立ちたい自信がありますか			点	⑨ 動的バランス

それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

### III レーダーチャート

評価結果を乾記線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### 🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

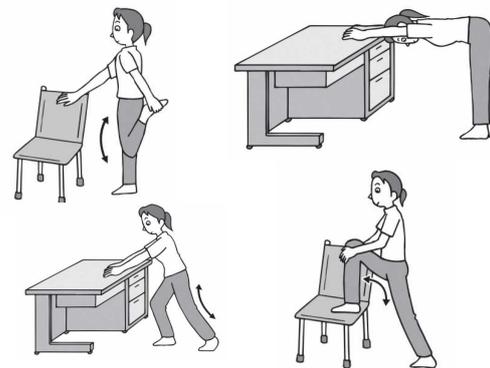
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

### ■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/qyousei/anzen/1003-2.html>

先進企業

製造業



### ■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



## 国による支援等（令和5年度）

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和5年6月12日～令和5年11月20日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) <b>高齢労働者（60歳以上）</b> を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 （消費税を除く）	30万円 （消費税を除く）

### 注意事項

- ※ 2コース併せての上限額は**100万円**です。2コース併せた申請の場合は、**必ず2コース同時に申請**してください（月を変えて別々の申請はできません）。
- ※ この補助金は、**事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定**します。**全ての申請者に交付されるものではありません。**
- ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

## 高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

### 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



# 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

**補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日**

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>・ <b>高齢労働者（60歳以上）</b>を常時1名以上雇用している</li> <li>・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>事業所カルテや健康スコアリングレポート</b>を活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 (消費税を除く)</p>	

**※注意事項※**

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- ◆ 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

### (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
  - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
  - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
  - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
  - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
  - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策  
リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

### (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



### (ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



### (エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- ◆ 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

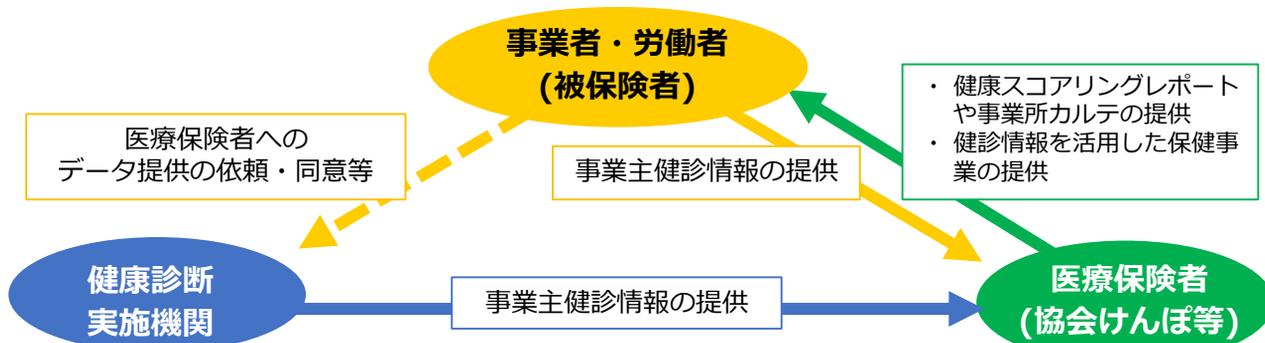
「転倒防止」・「腰痛予防」のための  
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご確認ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

● 具体的には、次のような取組が対象となります●

**健康教育、研修等**

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）  
 → 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

**システムの導入**

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入  
 ※初期導入費用のみ  
 パソコンの購入は対象外

**栄養・保健指導**

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください →



**申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）**

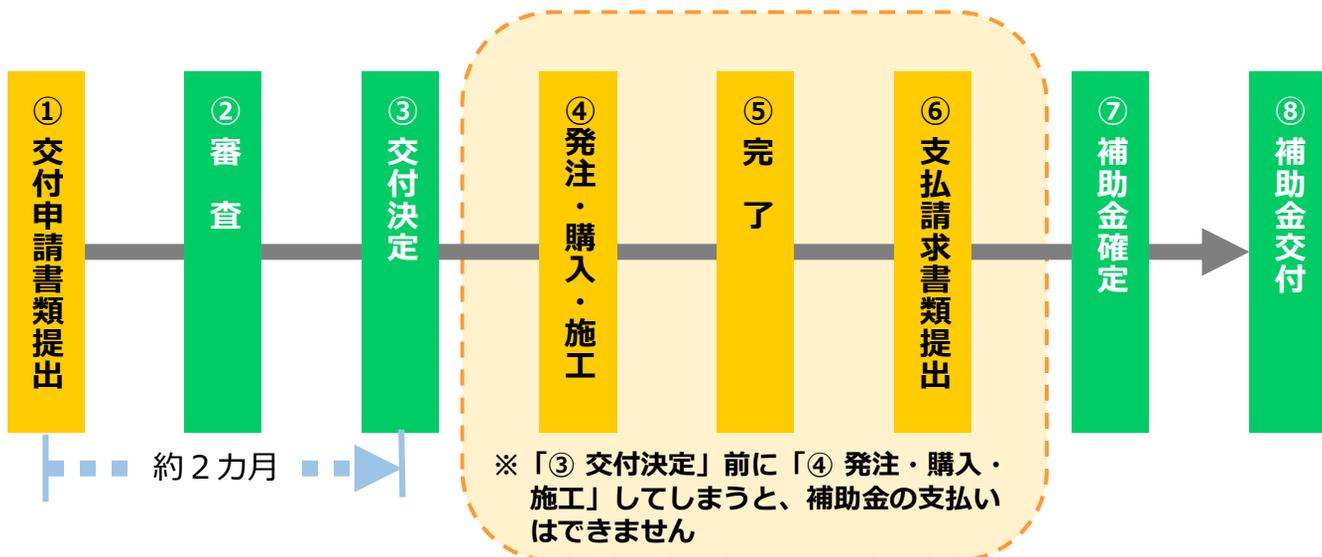
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

**【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】**

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

# 補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう  
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



## 交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

## 支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

### 関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください

### お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

### 受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00  
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）  
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>

## 秋田労働局第14次労働災害防止計画

説明資料  
Point

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において  
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

 厚生労働省

秋田労働局

# 秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年（令和4年）は増加し、休業4日以上之死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

## 目次

・計画の目標と期間	..... 1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	..... 2
・重点事項 高齢労働者等の労働災害防止対策の推進	..... 3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送業）	..... 4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）	..... 5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）	..... 6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）	..... 7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進）	..... 8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）	..... 9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進	..... 10

## 計画の目標と期間

### 計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

### 計画期間

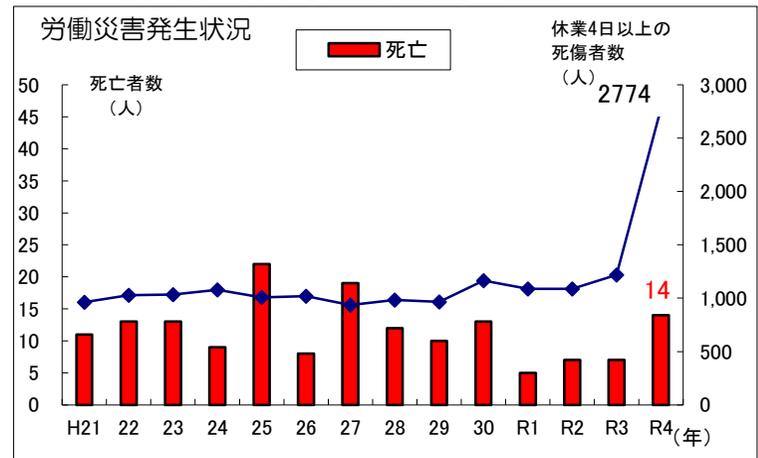
2023年4月1日～2028年3月31日

### アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

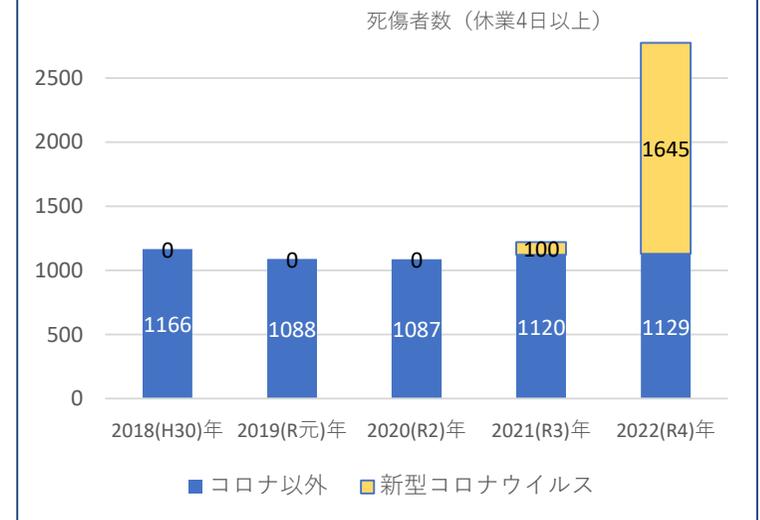
死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少

死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

## 秋田県における労働災害発生状況



## 死傷者数比較(平成30年～令和4年)



令和4年は速報値(令和5年1月末)

# 重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

## 現状と施策の方向性

- ◆ 当局における死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中(2018年～2022年)増減を繰り返し、令和3年から増加している。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(32%)、「動作の反動、無理な動作」(10%)が労働災害全体の約4割(42%)を占めている。業種別には、第三次産業が5割以上を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(51%)や「動作の反動・無理な動作」(15%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が6割以上を占めていることから、第三次産業、とりわけ当局内において負傷者数の多くを占める、小売業及び社会福祉施設に対する対策が必要と思われる。

### アウトプット指標

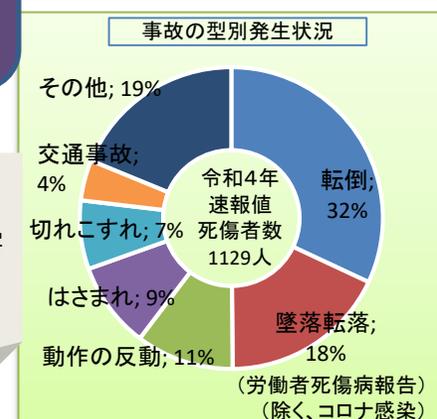
- ・ 労働者10人以上の小売業及び社会福祉施設における、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の小売業・社会福祉施設の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 労働者10人以上の社会福祉施設の事業場における介護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

### アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

## 具体的取組事項

- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、転倒災害と腰痛災害防止に係る年間計画を作成させ、当該災害の減少につなげる。併せて、計画作成時に好事例の収集も行い、取組事例の水平展開を図る。
- ・ 小売業及び社会福祉施設に対して、正社員以外の労働者に対する安全衛生教育の実施を年間計画として策定させ、災害の減少につなげる。
- ・ +Safe協議会(小売、介護施設)を開催し取組事項・好事例等情報の共有。
- ・ 社会福祉施設における介護作業において、ノーリフトケアの導入を年間計画として策定させ、腰痛災害の減少につなげる。
- ・ 転倒災害防止プロジェクトチーム会議を実施し、ポスター等の作成により転倒防止対策の周知を図る。



# 重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進

## 現状と施策の方向性

- ◆ 死傷災害の増加については①労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること、②特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること、③安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること、④さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

### アウトプット指標

- ・ 労働者50人以上の事業場における「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 外国人労働者に対する安全衛生対策として、母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

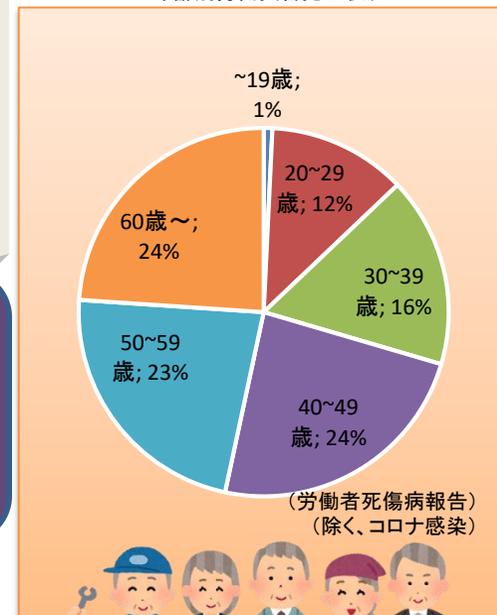
### アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下(全産業における令和4年の年千人率5.98(速報値))とする。

## 具体的取組事項

- ・ エイジフレンドリーガイドラインの周知について、集団指導・個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 外国人労働者に対する災害防止教育の実施について、あらゆる機会をとらえて周知する。

令和4年速報値(5年1月末)  
年齢別労働災害発生状況



外国人労働者 労働災害発生状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
外国籍被災者数	0	1	7	10	11

(労働者死傷病報告)  
(除く、コロナ感染)  
(単位:人)

# 重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送業)

## 現状と施策の方向性

- ◆ 陸上貨物運送業における死傷災害の約6割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ◆ 陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。

### アウトプット指標

- ・ 「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。

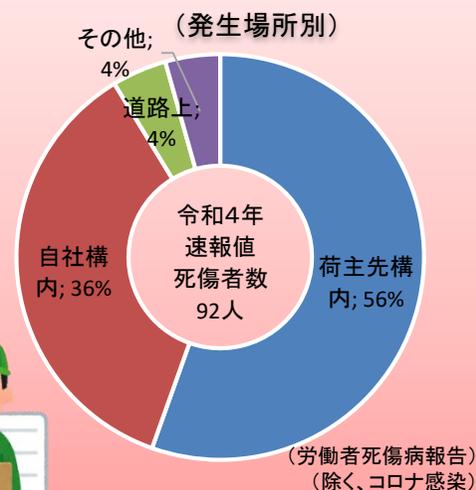
### アウトカム指標

- ・ 陸上貨物運送業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

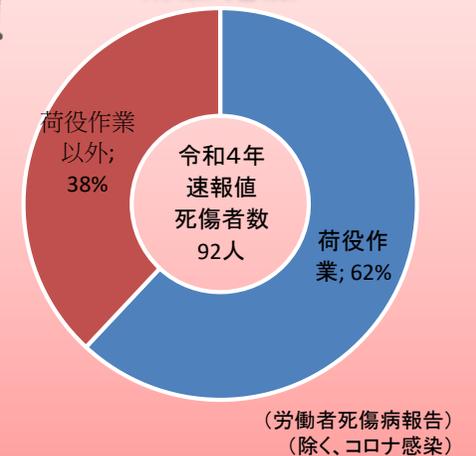
## 具体的取組事項

- ・ 集団指導及び個別指導等における「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知。
- ・ 陸災防秋田県支部と連携し、荷主に対する集団指導及び荷役作業時の災害に対するコンサルタント事業等を実施する。
- ・ 荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会への参加。
- ・ 安全運転管理者講習での交通労働災害防止ガイドラインの周知。

陸上貨物運送業労働災害発生状況



(作業内容別)



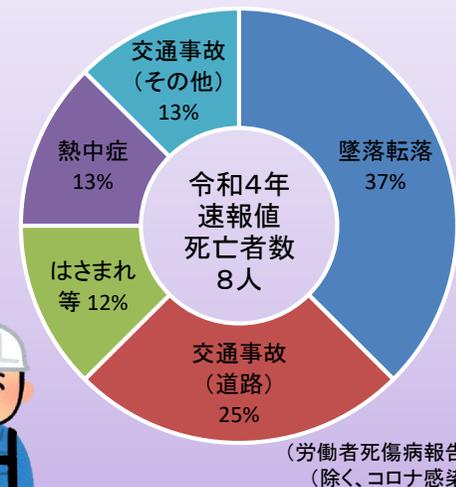
# 重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

## 現状と施策の方向性

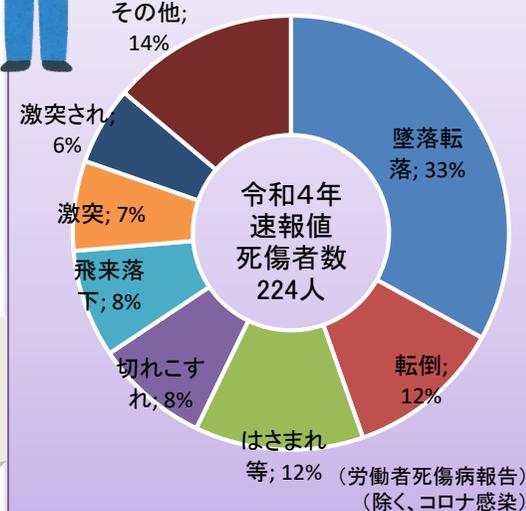
- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

## 建設業労働災害発生状況

### 建設業 死亡災害 事故の型別



### 建設業 休業災害 事故の型別



## アウトプット指標

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

## アウトカム指標

- ・ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

## 具体的取組事項

- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ・ 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ・ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

## 重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)

### 現状と施策の方向性

- ◆ 厚生労働省において、製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準(ボイラー構造規格等)の見直しを行い、その内容の周知を図る。
- ◆ 厚生労働省が行う、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用について、より安全に資するものとなるよう所要の要件を検討した内容の周知を図る。
- ◆ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

#### アウトプット指標

- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

#### アウトカム指標

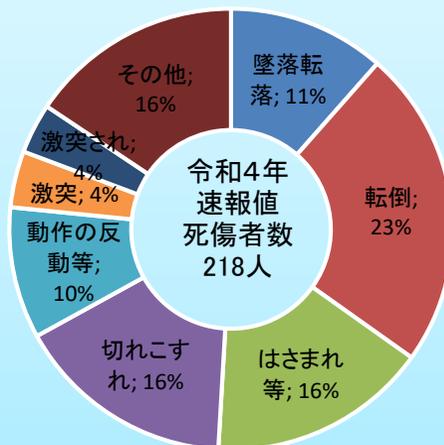
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

### 具体的取組事項

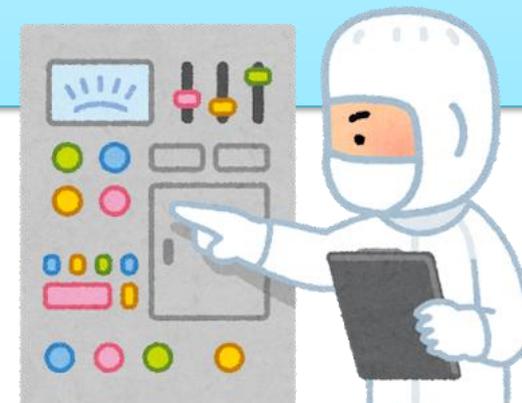
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害について、監督指導を実施する。
- ・ 作業(非定常時を含む)における労働災害防止のため、集団指導及び個別指導時にリスクアセスメントの実施を指導する。

### 製造業労働災害発生状況

#### 製造業 休業災害 事故の型別



(労働者死傷病報告)  
(除く、コロナ感染)



## 重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)

### 現状と施策の方向性

- ◆ 小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドラインの周知徹底を図る。
- ◆ 森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

#### アウトプット指標

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

#### アウトカム指標

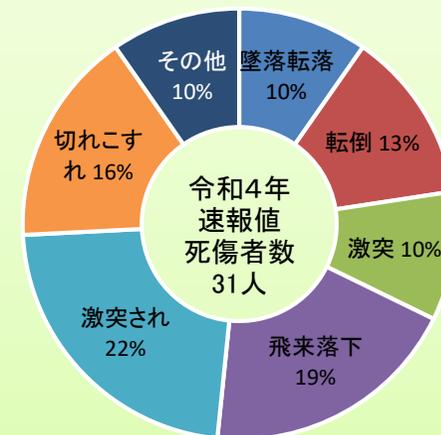
- ・ 林業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

### 具体的取組事項

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に周知を行う。
- ・ 立木伐倒時の安全対策、かかり木処理における禁止事項及び防護衣の適切な使用等について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に指導を実施する。

### 林業労働災害発生状況

#### 林業 休業災害 事故の型別



令和4年  
速報値  
死傷者数  
31人

(労働者死傷病報告)  
(除く、コロナ感染)



# 重点事項 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進)

## 現状と施策の方向性

- ・当局が実施しているメンタルヘルス対策に係る自主点検において、取り組んでいる事業場の割合は労働者数**50人以上**の事業場では**96.8%**である。一方、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、**30～49人で73.8%、20～29人で62.5%**となっており、労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が伸び悩んでいる。令和5年1月末時点の**全体の取組率は77.8%**。
- ・産業医の選任義務のない50人未満の事業場では産業保健活動が低調な傾向にあるため、産業保健体制の確保と活動の推進が必要である。
- ・秋田県においては通院者の割合が3割を超えている(平成31年:34.7%(国民生活基礎調査))、一方で、治療と仕事の両立できる取組を行っている事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場に対して令和4年度に当局が実施した実態調査によれば**72.7%**(令和5年1月末)で十分とは言えない状況である。

### アウトプット指標

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場(労働者20人以上)の割合を**2027年までに80%以上**とする。
- ・40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**2027年までに50%以上**とする。
- ・必要な産業保健サービス(健康診断結果に基づく保健指導、健康診断で所見が認められた者等に対する指導等)を提供している事業場の割合を**2027年までに80%以上**とする。



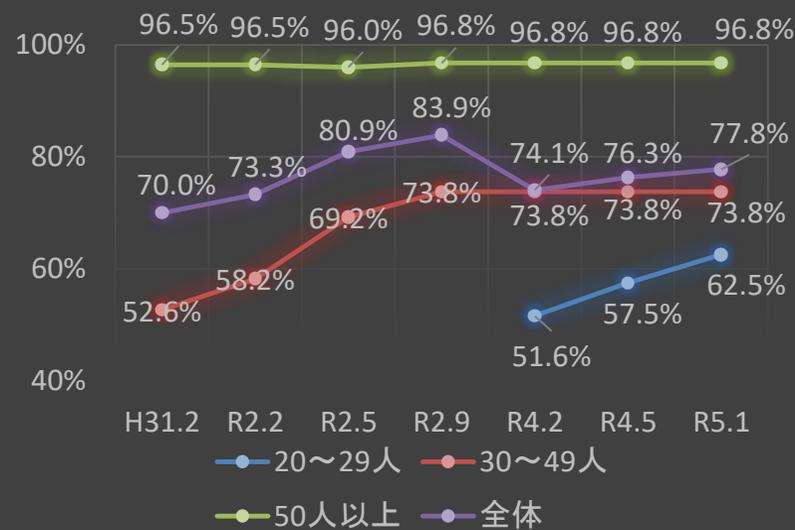
### アウトカム指標

- ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあると**する労働者の割合を2027年までに50%未満**とする。

## 具体的取組事項

- ・労働者20人以上の事業者に対してメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施する。
- ・労働者40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施に関する自主点検を実施する。
- ・各種説明会、指導時等の機会に秋田産業保健総合支援センターの活用を周知する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して治療と仕事の両立支援に関する実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者で働く労働者に対して仕事や職業生活で強い不安、悩み、ストレスの有無、その内容についての実態調査を実施する。

## メンタルヘルス取組率



## 重点事項 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)

### 現状と施策の方向性

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を減少させ、時間外・休日労働を削減する必要がある。
- ・年次有給休暇の取得率は、横ばいとなっている(令和2年:56.4% 令和3年:55.2% 秋田県就労条件総合調査)ことから、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。
- ・労働者の健康保持や仕事と生活の調和を図るため、生活時間や睡眠時間の確保に有効な勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

#### アウトプット指標

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

#### アウトカム指標

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

### 具体的取組事項

- ・10月の「年次有給休暇取得促進月間」や年次有給休暇の取得しやすい時季に周知広報を行う。
- ・勤務間インターバル制度の導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)」を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図る。
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入状況の把握、導入の働きかけを、集団指導や自主点検、SNS等あらゆる機会を捉えて行う。
- ・労働者50人以上の事業者に対して勤務間インターバル制度を導入している割合を調べるための実態調査を実施する。
- ・労働者50人以上の事業者に対して週40時間以上である雇用者のうち、週60時間以上の雇用者の割合を調べるための実態調査を実施する。

## 重点事項 化学物質等による健康障害防止対策の推進



### 現状と施策の方向性

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間**約5件**発生しており減少がみられない。業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業も多い。特定化学物質障害予防規則等による個別規制対象外の物質による災害が**約8割**。
- ・建築物の解体工事が増えてくるため石綿ばく露防止対策の確保、推進が必要。じん肺新規有所見者は減少しているが依然として発生。
- ・熱中症により、全国では毎年20人以上の労働者が死亡しており、秋田県でも令和4年に1人が死亡している。

### アウトプット指標

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示、安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場(製造業)の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場(製造業)の割合を2025年までに80%以上とするとともにリスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場(製造業)の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場(建設業)の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

### アウトカム指標

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、**2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少**させる。
- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率<sup>※</sup>を第13次労働災害防止計画期間と比較して**減少**させる。※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

### 具体的取組事項

- ・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。
- ・建設業に対して暑さ指数の把握を含めた熱中症予防のための取組を行っている割合を調査するため自主点検を実施する。
- ・石綿障害予防規則に関する説明会を開催する。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康を防止するため第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

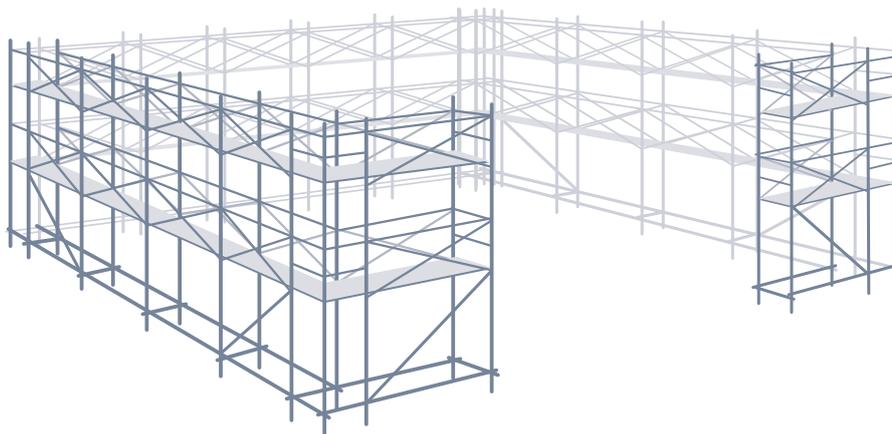
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組み合わせる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所\*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

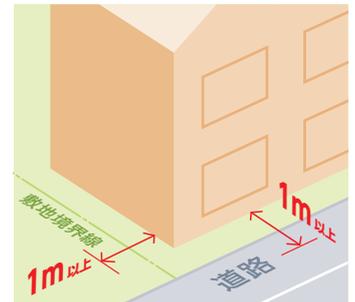
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

\*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

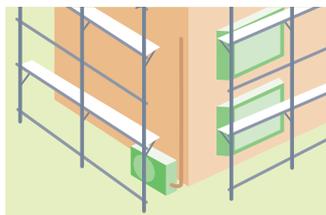
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

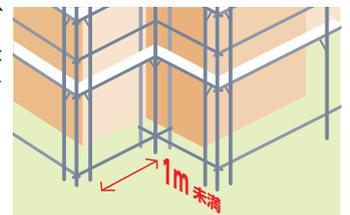


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

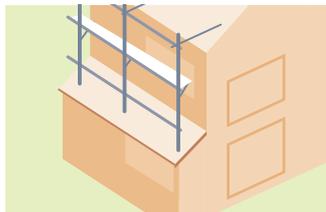
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



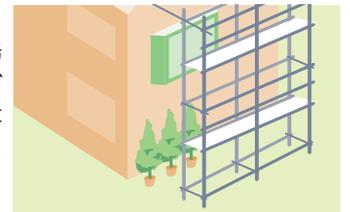
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



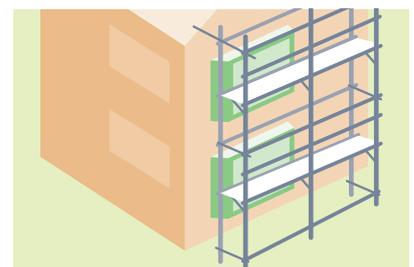
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



\*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、  
第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

**1**

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

**2**

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

**3**

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



## ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

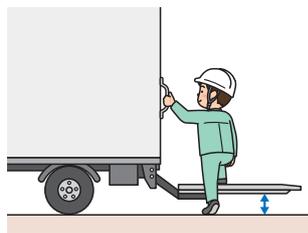
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

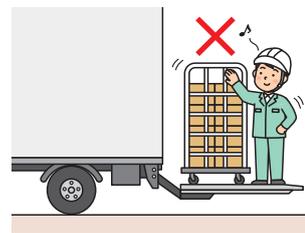
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

## 2

## テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>\*</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

## 【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可  
関係法令 ⇒ 省略不可    テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

## 3

## 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

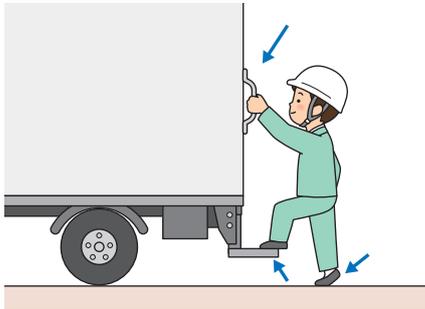
## 昇降設備の留意事項について



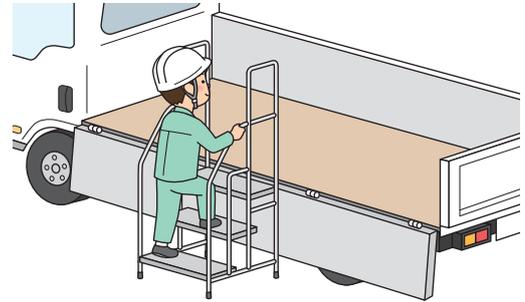
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



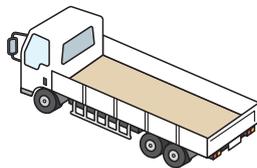
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

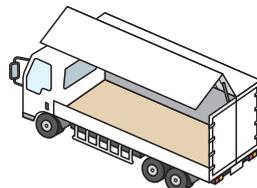
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

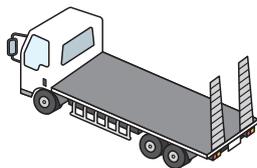


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

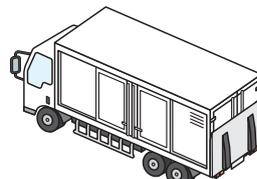


ウイング車



建機運搬車

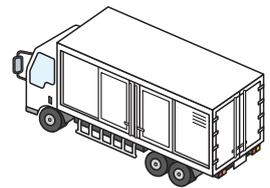
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

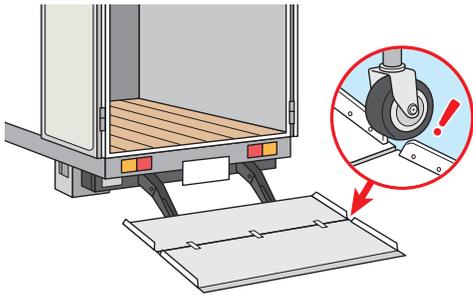


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

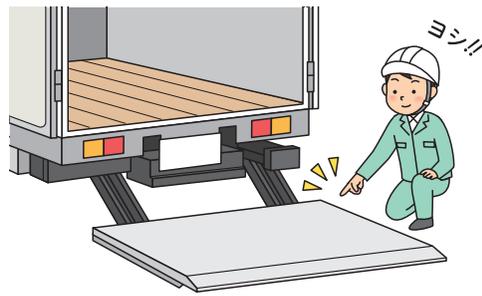
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



### 【点検項目の例】

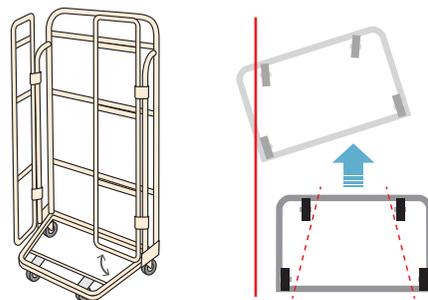
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

### 取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶  
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■ 労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索

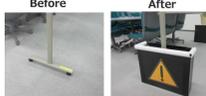


# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
➢適切な通路の設定  
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年） 資料13



### 転倒による怪我の態様

- **骨折 (約70%)**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

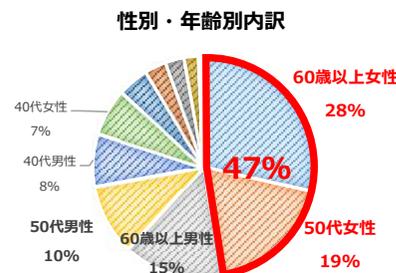
転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**

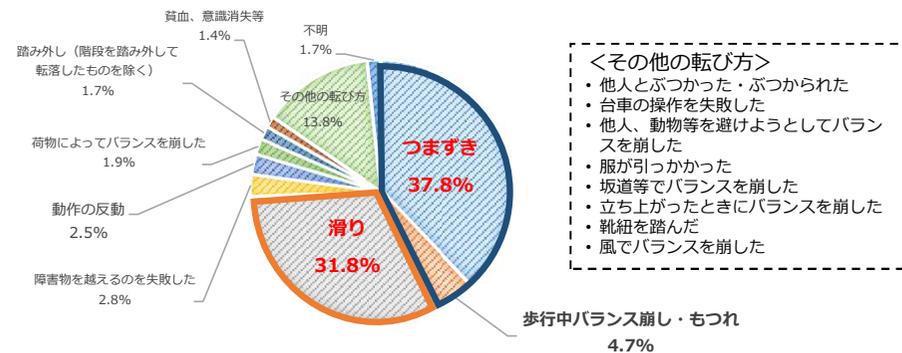
### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



### 転倒時の類型



- <その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等避けようとしてバランスを崩した
  - 服が引っかかった
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 靴紐を踏んだ
  - 風でバランスを崩した

## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

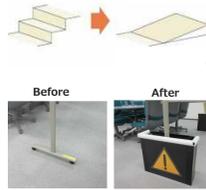


# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
  - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
  - ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
  - ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
  - ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
  - ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
  - ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
  - ▶ 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
  - ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

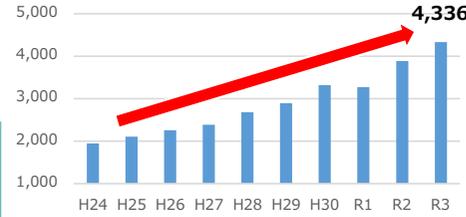
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
  - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
  - ▶ 防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
  - ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
  - ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
  - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放）
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
  - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
  - ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

(★)については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

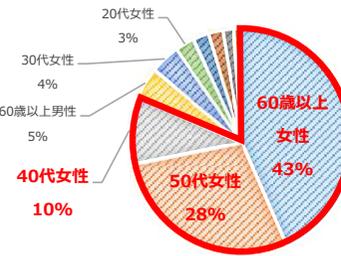


# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年） 資料13

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

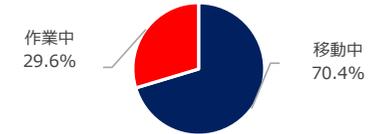
・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

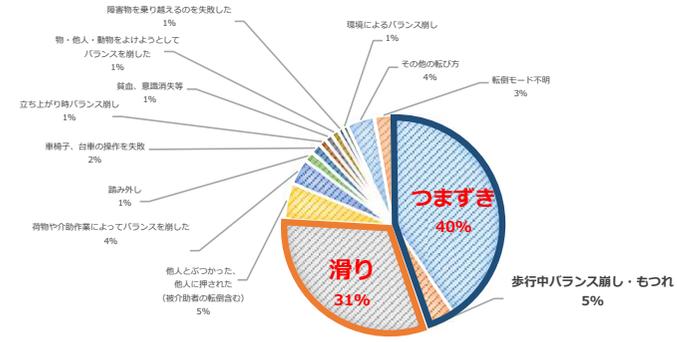
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防  
体力チェック  
口コチェック



内閣府ウェブサイト